

に就て、この道の信仰は一名一人の道である事、身上事情の悩みに就て、従来行はれてゐた法
や術に對するさとし、道の受難に對する教誡等であります。

第六號

本號は明治七年十二月よりの御執筆で、百三十三首のお歌が含まれてゐます。本號の大意を
申上げますと次の二つに分れると思ひます。

その一は「どろろみこうき」に關する事で、人類創造をこゝで詳しく、御説きになり、從て
「ぢばの理」「教祖魂の因縁」に就ても御論しになつてゐるのであります。此精神が充分に諒
解出来ない「助け一條」も「勤一條」も或は其他の教義を充分に諒解する事は出来ないの
あります。

大意の第二では、親神様の深い恩寵を悟らず、又悟つても世間の思惑を憚つて遠巡して
る人達に早く「助け一條」に精進するやう或は叱り或は宥め色々と心を盡してゐて下さる事
が

わかるのであります。

第七號

本號は明治八年二月より四月迄の間に御書きになつたもので、百十七首のお歌より成り、御
教祖七十八歳の時の御筆であります。

本號で論されてゐる重なる要點は、用木の準備、親神様の自由な働き、おびや（お産）ほ
うそ（抱瘡）の勤、やうきぐらしの四つであります。親神様は世界中の人々の心を澄まして
一列の者が陽氣暮しが出来るやうに早く人々を助けたいと思召して居られるのであります。そ
その陽氣ぐらしをするには陽氣勤が大切であるからその勤人衆として早く用木を引き寄せた
い。それには親神様の自由自在の働きを現はして、一れつの人間が親神様の説く所に信服す
るやうにせねばならぬ。そこで「おびや」或は「ほうそ」の珍しい助けをして、親神様の自由
用を現して見せると仰せになつてゐるのであります。

第八號

本號は明治八年五月より御書きになつたもので、八十八首のお歌よりなつてゐます。その御精神を一括して申上げますと、親神様は世界一列の子供を助けてやり度いとの親心からこの道をお始め下されたのでありますが、その親心がわからずに世間からはいろ／＼な迫害壓迫を加へてお道の邪魔を致しますから、親神様はいかにも残念に思召されて、これは要するに御教祖を普通の人間と思ふて親神様の教へられることを信じないからであると云ふので、無い人間無い世界をお作り下された親神様の眞實をお説き下され、最後に人間宿しこみの證據として「ちば」に、甘露臺を建設する事を御述べ下され、更に最も要要な事は甘露臺を据える位置、即ち「ちば」をお定め下された事で御座います。

第九號

本號六十四首のお歌は明治八年六月に御書きになつたもので、此月には九、十、十一の三號

を御書きになつてゐるのであります。

本號の重なる内容は、主として小寒様（御教祖の未女として御教祖を助けてお道の爲めに苦勞され、若き神様として尊信せられた方）の事を始めとし、眞實のたすけ、甘露臺の模様に關して詳しく御さとし下されてゐるのであります。

第十號

本號百四首のお歌に盛られてゐる内容の主な點を申しますと、第一は甘露臺の勤めに就て、第二は、此世の眞實根本に就て、第三は日本に「こふき」ひながた、眞實の教にして、萬人に萬代に傳へてあやまりなき人の踏み行ふ可き道）を早く作つて、日本の眞價を發揮し、これによつて外國を指導するやう御急き込みになつてゐるのであります。

第十一號

本號には、八十首のお歌が集録されて居りますが、其内容の重なるものを申上げますと

一、「見抜き見通し」の親神様の御働きと人間の「身の内さわり」に就て
 二、親神様の教の眞實なること、親神様の自由用の御守護に就て、この一例として小寒様の身上に關する御さとし
 三、人間は親神様の思惑を察し、眞に親神様におもたれして、各自の心を陽氣ならしむるやう勤むべき事

四、魂の理「ちば」の靈徳に就て
 大體以上の四項目に就て御さとし下されてゐるのであります。

第十二號

本號は明治八年十二月から御書きになりましたもので百八十二首と云ふ、各號の中で最も多くのお歌が集録されて居ります。本號の大意を申し上げますと、本年の五月に甘露臺を据える位置をお定めになりましたので、愈々甘露臺を建てる事を御急き込みになつたと思はれるのであ

ります。その前提として世界中の人の胸の掃除を急かされてゐるのであります。それで一部分、「用木」と「雨乞ひ」と「水の理」に就ておさとしになりました外は全篇を通じて、一列の胸の掃除を御急き込みになつたおさとしとして考へらるゝので御座います。そして世界中の心を澄ますためにはどんな事をするや知れんが、それも人間を助けたいばかりにするのである、即ち「助け一條」のためであると云ふお慈悲のお心を詳しく御さとし下され、そのためには「ほんしんぢつ」の深きとしを御説き下されてゐるのであります。

第十三號

本號は御教祖八十歳の御年、明治十年四月二十八日からの御執筆でありまして百二十一首のお歌から出来て居ります。此内容の重なるものを申し上げますと二つに總括出来ると思ひます。一は親神様には世界人類を救済し、此世を親神様の望まれてゐる楽しい世界にし度いと急き込まれ、その順序として最も手近である人達から始めて漸次世界一般へ及ぼす思召で、人間の

生活に必要な食物の豊饒を御助け下され、且當時谷底の生活をしてるた百姓達を先づ第一に助けたいと仰せられてゐるのであります。次に世界の人間を助けて下さるに當つては、吾々人間の最も手近な事柄から救済に御かゝりになり、だん／＼深い事をおさとし下される事を御示しになつてゐるのであります。

第二の大意はお勤めの急き込みであります。お勤めの事は各號に亘つて度々仰せられてありますが、だん／＼世界一列救済の時句がせまつて来るにつれ、いよく親神様が世界へ進み出て御働き下され、かねての思召である陽氣勤めの實現を御急き込み下されたのであります。

第十四號

本號のお歌を御執筆なされた年代は明治十二年六月からでありまして、九十二首のお歌より成つてゐます。本號の内容の重なるものをあけますと左の四項に關する親神様の思惑であると思ひます。

- 一、側近の人々が世間の反對攻撃を憚つてゐたのに對して親神様が「助け一條」お急き込みの立場からそれを殘念に思召されてゐる事
- 二、前號迄は親神様が「月日」と名乗つて居られたのを「親」と替へて骨肉の溫愛を示現された事
- 三、親神様が人間御創造下された眞意に關しての御さとし
- 四、お勤めの勵行と靈救の實現に關する事等に就て御さとし下されてゐるのであります。

第十五號

本號は明治十三年一月より御書きになつたもので、主として「勤一條」に關して御さとし下されてゐるのであります。即ち御教祖は本號に於て、本勤めの拵へにかゝられたといふ事が、本號全體のお歌を通じて窺ふ事が出来るのでありまして、前號の終りの方に於ても此御神言は多少現れてゐるのであります。親神様は前號に於て、人間の病氣と云ふものは單なる病ひや、

患ひではなく、これは親神様の手入れであつて、助けたい一杯の親心から云つて決して可愛い子供に病氣を與へて難澁はさしたくはないけれども、親神様の思惑、即ち親神様の眞實の心を知らしめたい上から、子供に手入れをするのである。そしてその手入れも一寸のことではなく、深い親神様の思惑から然うするのであつて、その思惑とは何々であるかと云ふと、それは「勤一條」の事柄であると仰せられてゐるのであります。そこで其後をうけた本號としては、自然「勤一條」が中心として、御神意が現れて來るわけで、本號九十首のお歌も要するにこの點に歸着すると思ふのであります。

第十六號

本號は明治十四年四月からの御執筆で、七十九首のお歌が集録されてゐます。その内容の主なるものを申し上げますと大體次のやうであります。

一、親神様の人間創造、世界創成の大業、親神様の御守護を心底から悟つて、世界一列のもの

のは一日も早く此道に歸順すべきものなるを御急き込みになつてゐます。

二、一列のものが御神意を悟らず、人間心から色々和世界並的な思案をして、眞から道を悟らない事に對して、親神様が御叱りになつてゐます。

三、往還の道「大道」に關する親神様の深遠深奥なる思惑

四、見抜き見透しの親神様の御働きと、かはい一杯の親神様の御心盡し

五、親神様は「むねのそふぢ」をして下さるのであるが、それにつけても「一れつものしやん」が大切な事等に就て御さとし下されてゐるのであります。

第十七號

本號は七十五首のお歌から成つて居りますが、御書きになつた年代は判然とした記録がないのであります。併し前號が明治十四年四月から御書きになつて居ります事から推して大體は、その年の六月から御書き初めになつたと云ふ事に傳へられてゐるのであります。そして筆を擱か

れたのは、何日かと云ふと、それは色々の史實から推して大體は翌十五年九月頃迄であらうと云ふ事になつてゐるのであります。それは本號の中心をなすお言葉は何かと申しますと、甘露臺の建設と其元の謂れ、並に甘露臺を中心とした「ちば」の理に就ての御神意であります。甘露臺に就ては他の號にも御述べになり、其形状寸法等に就ては第九號に詳しく御説きになつて居られますが、如何なる謂れによつて御作りになり、如何なる所に建て、如何なる御靈驗があるか等に就きましては本號に於て特に詳しく御説きになつてゐるのであります。

第四節 おさしづ

「おさしづ」は「みかぐら歌」「おふでさき」等と共に天理教に於ける最高教義の一つでありまして、信仰の土臺として缺くべからざるものであります。處で「おさしづ」と名附けられ

る所以は、人間が信仰上神に御指圖を仰ぐからに依るのであります。即ち其の神の意志をば天啓のまに／＼筆録したものであります。筆録として後世に傳へられるものではありませんが、同じ筆録でありまして、「おふでさき」とは又違ふのであります。「おふでさき」は御教祖自ら御書き遺し下されたものであります。が、「おさしづ」は天啓者の側近の者が即ち人間がその天啓を筆録したものであります。

それでは所謂「おさしづ」として傳へられて居る天啓録の其の天啓者とは誰であるか、御教祖と其の高弟であつた飯降伊藏翁なる御本席との御一人でありました處が「おさしづ」として書き遺されて居る大部分が御本席の天啓録なるが故に、「おさしづ」とは御本席のみの天啓録であると考え居る人も多分にあるのであります。然し決して左様ではありません。それは御教祖の「おさしづ」の筆録されたのが少い故、又教義及史料集成部から公刊された「おさしづ」は明治二十年度（と云ふと御教祖が御昇天になりました年）からであります。故、御教祖

の「おさしづ」の御言葉としては御昇天直前の御言葉しか記載されてゐないのでありますが、「おさしづ」と云へば御本席のものばかりであると考へるのは間違つてゐるのであります。勿論御教祖在世當時にも「おさしづ」としての御言葉はありました。決して御本席には劣らない程にもあつたのでありますが、當時は筆録を良くするものが其の側近者になかつたからでもありませうが御本席の場合に書取りを八釜敷仰せられた様には八釜敷御教祖が仰せられなかつたのであります。説きながし聞き流しと云つて只結構ありがたいと云つて聞いて居られたに過ぎなかつたのであります。だから筆録の上には餘り遺されてゐないのでありますが、御教祖の場合にも澤山な「おさしづ」はあつたのであります。であるから「おさしづ」とは必らずしも御本席御一人の天啓録それが「おさしづ」と名附けられるものであると云ふ考へは間違ひであります。

二

以上は所謂「おさしづ」として傳へられて居るもの、形式の上から云つたのでありますが、「おさしづ」をもつと廣義義に解釋すると、神の指圖即ち神意の表現されたものであると云ふ事が出来るのであります。即ち口から人間の耳に御説き下されたものは、たとへ筆録されて居るとるなにと不拘皆「おさしづ」でなければならぬと共に、又古き先輩の方々が御教祖よりお授けとして頂かれた「扇の伺」である扇の動きによつて神意を示されるその「扇の伺」も亦「おさしづ」でなければならぬのであります。然し「扇の伺」は其の後悪用する者があつたが爲めに、神様より御止めになつたものであります。

斯う廣義義に解釋するならば、御教祖の末女であらせられた小寒子様、當時若神様と申上げて、天啓があつたと云ふ小寒子様の天啓の御言葉も「おさしづ」であります。が併し今日其の御言葉は筆録されて遺つて居るものが餘り無いのであります。

三

次に「おさしづ」の内容に就て云ふと、刻限と伺ひに對する御指圖との二つに別ける事が出来るのであります。そして伺ひに對しての御指圖をば、教會事情に對する御指圖及個人の事情或は身上に對する伺ひの御指圖に分ける事が出来るのであります。

處で刻限と云ふ事がありますが、これはどう云ふものであるか、一口に云へば刻限が來ると眞夜中でも何時でも頓着もなく御話になる神様の御言葉と云うか、即ち神様の方から自發的に御話下されるものであります。之を神様の御言葉をかりて云へば

「こくけんといふものはいつでもはなしするものやない、こくけんはつまりまづてどうもならんからそれ／＼きまつた理をしらす、なんの事でもちがふといふ事は一つもない」とあります。でありますから、自發的に神様から御話下されるものではありませんが、決して偶然的のものではないのであります。

以上刻限と伺ひに對する御指圖とを綜合して「おさしづ」といふのであります。併し此處に

注意しなくてはならない事は、御言葉の中にも「つまりまづてどうもならんから」とある様に、其の刻限が來た時には、個人の身上に對する伺ひの御指圖の中にも、刻限と變つて神様の御意志が伺ひに對して以外の御言葉が出る事も屢々あります。だから刻限と伺ひの御指圖とはたとへ一つとなつて混合する場合もあつたにしても、「おさしづ」を區別して刻限と御指圖とよりなるといふ事には變りがないのであります。

斯う云ふ風に或る特定の人の伺指圖の中にも刻限が混る事等もあつたりするがために、たとへそれが一個人の伺指圖であつても萬人の信仰上の御指圖として、現今に於ても廣く各人が信仰の糧として重要視するのであります。

四

要するに「おさしづ」を廣意義に解するならば兎に角も、所謂「おさしづ」として考へる時に御教祖乃至御本席の天啓録それが「おさしづ」とであると考へてさしつかへないのであります。

す。それも筆録されて遺つてゐるのは、明治二十年の御教祖御昇天直前頃からでありますから、所謂「おさしづ」と云へば、明治二十年頃から御本席の御出直しなる明治四十年六月九日に至るまでの天啓録であると云つてよいのであります。

第五節 天理教教典

第一 敬神章

天地の悠久にして萬物の生成化育息まざる所以のものは神明調攝の天理に依る宇宙の森羅萬象皆其靈徳の妙用に基かすと云ふことなし而して主宰の神あり分掌の神あり各々其靈徳の妙用によつて神名を表彰す概して是を天神地祇八百萬神と云ふ蓋し造化の大原にして萬有の根本也誰か尊仰敬事せざらむや然れども八百萬神悉く其名を稱へて崇拝せむことは人の能くせざる所也故に靈徳の最も顯著なる十柱の神を擧げて奉祀す即ち國常立尊、國狹槌尊、豊斟

淳尊、大苦邊尊、面足尊、惶板尊、伊弉諾尊、伊弉册尊、大日靈尊、月夜見尊、是也之を總稱して天理大神と云ふ

第二 尊皇章

神は萬有を主宰し皇土は國土を統治す國土は神の經營し給ふ所皇土は即ち神裔にして皇土の此土に君臨し給ふや實に天神の命に依り其生成せる蒼生を愛育し給ふにあり世界の廣き古今國を建つるもの無數にして其帝たり王たるもの亦多しと雖も我皇室の如く神統を繼承し天祐を保有し國土綏撫の天職を帯び給へるもの何處にかある即ち知る我皇室は君主中の眞君主にして寶祚の天壤と共に無窮なる所以を故に須く我皇土は天定の君主なるを確信し造化生育の恩を神に謝すると同一の至情を何て誠忠を皇室に盡さざるべからず

第三 愛國章

國土は神の經營して人類蕃殖の地と定め給ひ其神裔たる我皇土をして統治せしめ給ふ所な

是を以て凡臣民たるものは此の神意を奉じ皇旨を體して神を敬し皇上を尊むと共に之を愛護し常に其世運の發達を圖りて修理固成の功を收めむことを期すべし況んや我祖先は神恩皇澤の下に此國土に栖息し義勇報國の誠を致し世々皇運を扶翼し來れるをや是神に事へ皇上に仕ふるの道にして抑も亦我祖先の志を濟す所以也

第四 明 倫 章

暑往き寒來り四時行はれ日月其位を改めず善榮え惡滅び正は贏ち邪は輸す天に在りては之を天道と云ひ人に在りては之を人道と云ふ既に國土あり人なかるべからず人あり父母妻子なかるべからず故に神明人に賦するに彝倫の大道を以てす猶天道の循環して長へに其軌を易へざるが如し之を君父にしては忠孝と云ひ兄弟にしては悌友と云ひ夫婦にしては和順と云ひ朋友にしては信義と云ひ一般人類にしては仁愛と云ふ要は自己の意を誠にして他に對するの謂ひに外ならず天に天道なくんば即ち幽冥人に彝倫なくんば是人にあらざる也 須く博く學びて其理の有

る所を明にし篤く行て其道の存する所を盡し人生の本分を全うすべし

第五 脩 德 章

天神の人に賦與し給ふ神魂の靈光之れを徳と云ふ即ち良心の本来にして意識の根柢也人の之を棄くるや素より至粹至醇なりと雖も事物の薰染によりて清濁の差無きこと能はず其濁れるものは明鏡の暈翳を帯ぶるが如く其清きもの亦た人の嗜好によりて他の誘惑によりて物欲の情時に之を蔽障すること猶塵埃の白玉を玷襲するが如きものあり是を以て各人其嗜ざる所に戒慎し神明の照鑑を畏れ幽冥の洞觀を耻ぢ物欲を抑制して常に其意を誠にし天賦の靈光を全うすべし蓋し脩徳は成人の要旨にして明倫の基趾たるを以て也

第六 被 除 章

脩徳の法は被除を以て要とす被除とは罪惡汚穢を滌禊して神明賦與の本性に歸るの謂也其原神代に始まり傳へて今に至る是を以て更に八埃を擧げて歸善の所を知らしむ一に曰く貧婪也二

に曰く憚吝也三に曰く邪愛也四に曰く憎惡也五に曰く怨恨也六に曰く忿怒也七に曰く高慢也八に曰く慾也此の八のものは心鏡を蔽ふの暈翳にしてまた心玉を玷するの塵埃也是を以て各人氣を靜にして魂を鎮め偏して其塵埃となるものを去り中正にして其至善なるものを保たば必ずよく禍害を擺脫して歡天喜地の妙境に詣らん蓋し八埃を蔽はざれば至善を全うすること能はざるを以て也

第七 立 教 章

人の靈魂之を神に享く素より不慮不滅の靈體にして其妙用窮りなし故に之を脩養鎮靜して光明洞徹の域に達せしめ靈淵常に一渣滓なきに至れば豁然として神明と感接することを得之を神人合一の究極と云ふ止だ夫れ億萬人にして一人之を能するものあれば神即ち其の人をして教を垂れしむ其思ふ所は即ち神意にして其言ふ所は即ち神命にあらずと云ふことなし教祖巾幗の身を以て夙に神明を崇敬し幽を探り玄に入り極を究め天理を明にす神明依つて授くるに立教の大

任を以てす數十年の布教一に是が爲たらずんばあらず是を以て各人教祖の説く所は即ち天理の神教たるを確信し以て安心立命の地となし益教旨を遵奉して無限の神恩を報謝すべし。

第八 神 恩 章

人若し心坎を去り神明賦與の本性に歸り顯幽に事へて其道を愆らすむば神明必ず惠愛を垂れ給ふ惠愛とは一切の禍害を脱却し生死共に靈魂長く愉樂の天資を全うせしめ無限の慶福を與ふるの謂也古へに之を神の恩頼を被むると云ふ即ち天理大神の靈光其心魂に滿ち罪惡を斥け善功を進め給ふに因る故に人類たるものは造次顛沛も神恩の洪大なるを忘れず其惠愛を得んことを期し至誠息まざるの心を以て尊信敬仰すべし自己既に恩頼を被むることを得ばまた他人を誘導して此の眞教に歸せしめ共に神恩に浴せしむべし此れを報恩の道と云ふ。

第九 神 樂 章

神樂は遠く神代に起て今尙世に傳ふる所なり各人造化成育の恩の廣大無限なるに思ひ到らば誰

か欣喜并舞せざらんや蓋し情中に動て言に形はる之を言て足らず故に嗟嘆す之を嗟嘆して足らず故に詠歌す之を詠歌して足らず故に手の舞ひ足の踏む所を知らざるの理也是を以て更に神樂歌を製り神樂動を行はしむ素より神慮を慰め神恩を謝するの道に外ならずと雖どもまた信心修行の間に神人一和して幸福を生ぜむことを期す。

第十章 安心章

生死二なし貧富順逆も亦命のみ要は止だ人間の本分を盡し天神の命を待つに在り苟も天理を明にし人道を踏み仰て天に耻ぢす俯して地に愧ぢすむば何の處にか懊惱煩悶あらむや今夫れ神を敬するものは皇を尊び皇を尊ぶものは國を愛し國を愛するものは人倫を明にし人倫を明にするものは徳を脩め徳を脩むるものは禍害を被ふ禍害を被ふものは天理の神教に信頼し天理の神教に信頼するものは神の恩頼を被むることを得神樂によつて神人和諧し慶福を生ずることを得苟も斯の如くにして身心即ち安し十章の教憲即ち一のみ庶幾くは天理の玄妙に參じ

神魂不滅の理を窮め天命に安ぜむことを。

第四章 天理教基本教理

第一節 實の親様天理王命

人間を創造へ之を御守護下される親たるの御神は月さまと日さまとして教へられまして、御名を「くにとこ立ちの命」「おも足るの命」様と申します。

この二柱が人間創造のとき使った八つの道具衆に神名をお授けになりました。そして都合十柱の神様として、此の世の元の神様の十全御守護相となるのであります。それでこの十柱分掌の總體を天理王命様と申すのであります。

この世のはじまりは泥の海。此の世といふは夜を月様がお照し下されたのが始まりであります。

す。そして人間は神の子であり、身の内は神の借物であります。くにとこたちの命

國床立の命さまは天にては月さまと現はれ給ふ。此の神さまは男神さまにて、お姿は頭一つ尾一條の大龍であります。此の世界の國床をお建てあそばして國を見定め給うた理にて國床立の命と申し、またの名を國定め命ともいひます。

御守護は人間身の内では濕ひ、水氣一切のこと、みなこの神さまよりの御守護であります。て、世界中何によらず水は先に立つものであり、水無くては何も出来ぬ譯であります。

おもたるの命

重足の命さまは天にては日さまに現はれ給ふ。此の神さまは女神さまにて、お姿は頭十二あり、尾は三劍といつて三條に劍のある大蛇であります。此の神様は人間胎しこみのあとは、親たるの理によつて日々に身が重くなるゆゑに「重足るの命」といふ御名がつけました。

かしら十二ある其の一つづゝにて交る代る御守護下されます。それで一日は十二刻といひます。一つの頭にて一月づゝ御守護あり、一年を十二月といひます。また十二支の恵とも此のかしら一つの理を以て云ふのであります。

人間身の内では、温みの御守護は此の神様の御守護であります。

右二柱の神様は此の世の人間の實の親様でありまして、この御守護によつて人間が自由自在が叶ふのであります。

後々に出でます八柱の神様の此の二柱の神様の御守護によつておはたらき下されるのであります。

くにさつちの命

この神様は天にては「けんすけ」星と現はれ給ふ。此の神様は女神様にて、お姿は龜であります。龜といふものは皮つよく、身は地に付いてゐるもので、踏張りつよく、仆れることを

知らぬものであります。またその色は國の土と同じ色であります故、その理にて「くにさつちの命」といふ神名をお授かりになりました。そして女の一の道具にお仕込みになりました。

この神様の御守護は人間皮つなぎの御守護でありまして、此世の金錢のつなぎ、よろづのつなぎも残らず御守護下されます。

つきよみの命

この神さまは天にては「はぐんせい」の星と現はれ給ふ。この神様は男神様にて、お姿は、鯪といふ魚であります。川魚でいへば鯪の肥えたやうなもので、勢強く妙にしやくばるものであります。又男は宿しこみのときは突くものですから、此の理にて「つきよみの命」といふ御名をお授かりになりました。男の一の道具の御守護であります。

此の神様は人間身の内にては骨の御守護を下されます。またよろづ骨組の御守護を下されます。

くもよみの命

この神さまは天にては曉の明星と現はれ給ふ。この神様は女神様にてお姿は鰻であります。鰻といふものは頭部の方へも尾部の方へも出入するものにて、持てばぬるつくものであります。この理にて人間の飲み食ひ出入の守護はみな此の神様の御守護であります。

かしこねの命

此の神様は天にては坤位の星團に現はれ給ふ。この神様は男神様にてお姿は蝶といふ魚であります。このものは身薄いものにて人間の息氣の吸分け、また音聲とて耳に聞える風の道具に使はれたものであります。

人間の息をするのはこの神様の御守護であります。いきは風であります。風で吹きわけて言をいふのであります。

たいしよくてんの命

この神さまは天にては鬼門位の星座に現はれ給ふ。この神さまは女神さまにて御姿は鰻であります。このものは人が食べると中毒るものゆゑ、人間の死生の御守護をなし給ふ。人間が此の世へ生れるとき十月になれば母親の胎内にて親と子との肉つなぎと縁切の御守護下さるゆゑに子が生れるのであります。死亡のときは此の世のつなぎを切つて下さるゆゑに來世へ出直すのであります。

またこのふぐは腹の大きいもの、そして人間も大食すれば腹膨み壽命が縮まるといふ。且つこのものを食べると中毒つて命を縮める理にて大食てんの命といふ御名が授かりました。

この神様は縁切りの御守護にて、きれもの一切の御守護を下されます。

おほとへの命

この神様は天にては宵の明星と現はれ給ふ。この神さまは男神さまにて、お姿は黒蛇であります。このものは勢強く引千切つてもちぎれぬものゆゑ、力物、立毛よろづ引出しの道具に

使はれました。
此の神様は第一百姓五穀農業の御守護を下され、その他一切の引出し生育の御守護を下され
ます。

いざなぎの命

この神様は天にては天の川を隔て、見える星と現はれ給ふ。この神様は男神様にて、お姿は
岐魚或は人魚ともいふものであります。このものは今の人間の肌、姿、心も眞直なもの、そ
れで之を雛型として人間の種子に使はれました。

人類が産れ出でたる根本の種の御守護でありまして、よろづ種一切の御守護を下されます。

いざなみの命

この神様は天にては天の川を隔て、出る七夕星と現はれ給ふ。この神様は女神さまにてお姿
は白蛇であります。このものは今の人間の肌、姿、心も眞直なもの、それで之を雛型として

人間の苗代に使はれました。
人類が産れ出でたる根本の苗代の御守護でありまして、よろづ苗代の御守護を下されます。
右都合十柱にて元實たるの親さまが顯現十全相として實の御守護を下されましたのでありま
す。そして射らを入理王命と御名指致されました。それで天理王命様とは元の十柱十作用の總
名總體にて、此の神様こそ無い人間ない世界を拵へるにつき使った道具衆に神名をさづけて世
界人間身の内の御守護となされましたものであります。

第二節 地場甘露臺

地場は實たる親様が人間をお創造なさいます時に胎し込み産み下されました場所でありま
す。故に人間の發祥地であり、人類の生れ故郷であります。また御教祖の神靈がいつまでも、
「存命の理」でお止まりになつてゐる所であります。

天保九年を遡る九億九萬九千九百九十九年の昔、月日二柱の親様は地場で南無々々と人間を胎し込まれ、三年三月止まつてこの地場の地を中心として人間を産み下されたのであります。そして三たび人間は此處で胎しこまれ、三たび此處で産み下されて、實たる親様とおわかれ申したのでありますから、月日二柱の親様のその理、無窮にこの地場に伏せ込まれてあります。それで人間の「ぢゃ、ば」即ち高祖の居ますところといふ理で「ぢば」と名をつけられたのであります。

旬刻限の到来によつて御教祖が現世にお現れなさいまして、天啓を通じてその理をお教へ下さいますまで、長い年限のあひだ人類は地場の存在を知らなかつたのであります。明治八年の或る日、中山家の庭をお歩きになつてゐた御教祖は、兩足が急にすくんで動かなくなつたのをお感じになりました。その時天啓によつて、此處が人類の發祥地「ぢば」であることを御教祖は知られたのです。そして高弟の誰れ彼れに歩かされたところ、みな申し合はしたやうにおなじ

地場で足が止つて動かなくなつた。すなはちその場所が世界の中心であることを御教祖がお示しになつたのであります。これが「地場定め」で、地場の存在はこの瞬間から人間の意識の前に現れてきたのであります。

「人間をはじめだしたる屋敷なり、その因縁で天降りたで」そして十柱の神々がこの地場で無い世界無い人間をお創造なされたやうに、このたびは紋形のないところからおなじこの地場で神々が世のたてかへを行はれ「世界だめの教へ」を説いて、眞實な人間世界を創造しようとなさるのであります。そこで十柱の神々のお魂をもつ人々が此の地場にお集りになりますから「やまとの地場の神館」は正しく世の基であり、この理で地場に近き地方、關西方面を上方といはれてゐます。

そして母胎となつて人間を産み下された「いざなみの命」の因縁とお魂を持つて現世に生れて來られたわが御教祖は、地場でこのたび眞實な眞人間の産みの母となつて人々を精神的に

産み直されることになつたのであります。

斯のやうに地場は神々のお領りなさる聖地であり、實たる親様が心の世界に新しい人間の創造を營まれてゐる靈地でありますから、その活動相において人間と親子の關係に立ちます。子を見ること親に如くはなく、子の心をもつともよく知つてゐるは産みの親であります。それで世界一列の神の子供の心は一番早く、そして正確に地場に反映します。「みなせかいのむねのうち、かゝみの如くにうつるなり」そこでいかなる世界の理もすぐこの地場に映るが故に「鏡屋敷」であり、遍照隔りなきが故に「四方正面鏡屋敷」であります。

鏡屋敷に照合する時、人々の心は美しくなります。鏡に向つて物の正しきすがたを視、謬りのなき自覺を起すがやうに、世界の人々はこの鏡屋敷に心を憩ふことによつて、ありのまゝの自分のすがたを凝視して、眞實な神の子への自覺と正信とを惹すのであります。こゝに「元なる地場や元なるの因縁あるで自由自在を」受けることが出来、不思議なたすが實現されるのであります。

のであります。

「このたびはこの元なるを眞實に、どうぞ世界へみな教へたい」「このもとをどうぞ世界へ教へたさ、そこで月日があらはれて出た」のでありまして「いま、でに無い助けをばするから、元を知らさんことにおいては」と、すなはち茲に地場の理の究明が御教祖の口を突いて出たのであります。

御教祖の豫言によりますれば、地場のお屋敷は「八町四面」でありまして、本教の發展に伴ひ神域は八町四面に擴張せられ「このたびはもう確かなる詣り所、見えて来たぞへ」と三十一ヶ所の詣り所が出来て、世界の心が澄み切つた晩にはその中心地點に甘露臺が据えられた上、歸來する信者の宿泊所として「奈良初瀬七里の間は宿屋でつまる」のであります。

そこで「元があるで、花が咲く」地場があつて生れた世界一列の人間を、必ず一度は「この世をはじめだしたる屋敷なり、人間はじめ元の親」の地場に連れ歸つて、「この世の本元なると

いふのはな、この處よりほかにあるまい」ことを悟らし「その地場は世界一列どこまでも、これは日本の故郷」であることを示されるのであります。所謂親の里への里歸りは世界の人間の一度は踏まなければならぬ道すがらでありまして、今世でなければ來世に必ず地場の土に足を觸れ「お屋敷」に足跡をしるさなければならぬのである。

この理が漸次一列の胸のうちに「すみきりました」ならば、世界の隅々からも神の子が「親里したうて」寄つて來るのでありまして、地場はそのために「夜ひるなしの勤め」場所となるのであります。

人間が、地場の靈地を踏み、眞實の心から祈願いたしますれば「こゝはこのよのものとちばめづらしきところ」といふことが瞭つきり解り「この地場に世界から鏡屋敷というて、遠くから成程と寄つて來る」理が會得出來ませう。

そこでこの地場は人間の親、鏡屋敷である證據に、また人間創造の地であることを「みない

ちれつにとくしん」さすために、實たる親様は地場の中心に甘露臺を据えられることになつたのであります。「このやしき甘露臺をすゑるのは、人間ははじめかけた證據」であり「人間をはじめかけた證據に、甘露臺をすゑておく」と説示されてゐます。

甘露臺の形状は「すつかり雨うたしのもので「差し渡し三尺にして六角」の大小十三段より成る高さ八尺二寸の石造りの臺であつて「またその上に二尺四寸に、その上に平鉢のせておいたなら、それより確かじきもつをやろ」と、人間の壽命藥である甘露が降ることを豫言されてゐるのであります。

親様は一列人間可愛い上から「この世の人間はじめ親なるに天の與へ」を授けて、御教祖からこの壽命藥を分け與へしめて、これを頂いた人間は「百十五歳壽命」としての天壽を完し、それからあとは「心次第」によつて「やまずしなすによはりなきやう」の御守護をしよう」と明かに仰せられてゐるのであります。

しかしこの甘露は、埃をはらつて眞實の人間になることによつて授けられるものでありまして「その時は誠しらべ、眞實しらべ」でなければなりません。

かくて甘露臺が据えられたならば、世界の人心は澄みきり平和の世界は實現されて神一條の世界が此の世に現れるのでありますから「この臺が皆そろひさいしたならば、どんなことでもかまはんでなし」「これ日本のしんの柱」になつて「珍しいこの世はじめの甘露臺、これが日本の本の治り」となるのであります。

御教祖が本教弘通のため艱難迫害の道を物ともせず突き進まれたのは、まったくこの理想の實現に發足してゐます。「この臺をこしらへやうとだん／＼と、月日にんじゆのもやうする」のであつて「いままでにいろ／＼はなしといたるは、この臺すえるもやうばかりで」あつたのであります。かるが故に「いちれつすます甘露臺」であつたのでありますが、蒙昧な権力と無智な迫害によつて、いまや「いちれつすまして甘露臺」となり、人心の清澄を俟つて甘露臺が建

設されることになり、据えた臺が二段のまゝで現在に及んでゐるのであります。

この甘露臺がいつ据はるか、一れつの人心がいつ澄み切るかの時期の問題であり、本教徒の努力と世人が本教師依の誠實さの程度の問題に歸着するやうです。「にんぢゆがしかとよむることならば、そのまゝ臺もできることやで」

本教徒は一日も早く甘露臺の建設されることに努力し、この理想の實現に對してあらゆる迫害困難を排撃して喜び勇んで進む覺悟の前に、日夜精進してゐるのであります。

第三節 神の貨物借物

人間は十億有餘年の往昔、親様によつて創造られたばかりでなく「八千八たびの生れ變り」においても「宿しこむのも月日なら、生れ出るのも月日世話どり」であつて、親様の御守護によつて生を此の世にうけ、生存を保持されてゐるのであります。それで「人間はみな／＼神の

かしもの』であり「人間といふ、身の内といふ、神の貸もの借物」であります。
人間の身上が借物であるならば、借主は誰かといふに、人間の霊であります。霊とは神の分け霊であつて、人間が霊に生き、霊によつて身上を使ふならば、身は自由用の理をいたゞくのであります。

霊によつて生きる子供に、成人するとともに心が生ずるがやうに、人間も「生れ變り」するうちには自然に幾たびかの生死の因縁に應じて「こゝろ」が生じ、その「こゝろ」で身上を使はうとする習性を持つやうになつたのです。これが「我」なるものの内容でありまして「こゝろ」一つが我がの理』となる所以であります。

借物の身上は借主たる霊のいふまゝには働きますが、借主でない「こゝろ」のいふことは聞きません。我が理である心の自由用にはならないのに「何と思ふて使ふてるやら」それを我がのものと思ひこんで、我がの心一つの理で自由用にしようとするところに、天の理に逆らひ

自然に叛く因が生じて來るのです。

病氣とは、人間が我が理で借物を自由用にしようとするこの不自然な行爲に對する、親様の貸物自由用の禁止であります。いかに我が心であせつても苦しんでも努めても、自由用にならない人間の病氣や不幸は親様からの借物である證據です。「こゝろ」は我がの理でどんな事を考へようと自由用ですが、身上は思ふ通りに動かない、すなはち借物であります。「人間はみな神の子でも、みな貨物、不足なものは貸してないで」と仰せられるその身上に不足の生じるところに、借物の理を考へてみる必要がありません。

「蝶や花やといつても、息一筋が蝶や花や」細い呼吸一つの息が人間としてへのきづなであります。このきづな一つによつて人間は一切の愛慾を與へられてゐるのです。よろこびも哀しみも、怒りも笑ひも、戀も金もあらゆる人間の生活は細い「息一筋」にかゝる。そしてこれの停止するとき、如上の一切の生活内容は雪霧のやうに散り失せて「身上をおかやし」と

ともに「こゝろ」一つの理が因縁となつて残るだけであります。

生死は要するところ、借物をお返しするかそれをお借りするかにあります。「古い衣物をぬいで、新しい衣物と着換へるやうなもの」であります。そしてその間、連続として人間が使ふ心一つの理が「我がのもの」となつて、永遠に靈に付き纏うてゆくのではありません。

そこでこの借物の理が解らなければ、本教の一切の教理は解りません。「かしもの借物は、これ教の臺」であります。また「めい／＼のみのうちよりのかりものを、しらすにゐてはなにもわからん」のでありますから、借物の理は教理の大本をなしてゐるものであります。

人間の身上が借物である以上、その身上に附随したすべての物質はいふまでもなく「神のかしもの」でなければなりません。「だん／＼使ふ道具はな、みな月日より貨物なるぞ」「内の理と外の理と聞分け、身の内と世界の身の内もみな借物」であります。「無上の理といふは、幾重の理もある、おなじ貨物借物」であります。こゝに物慾に捉はれない本教徒の純真な心使

ひが生れ「身はせいすい」となるのであります。

「人のもの借りたるならば利があるで、はやくへんさい禮をいふなり」神恩奉謝のはたらき皇恩盡忠のはたらき、無のなかへの勤め一條、人へのたすけ一條、みなこれは此の借物の理の徹底した悟りからこそ働きかけられてゐるものであります。

第四節 八つのほこり

心一つの理は我がの理であるから、いかやうにも思ふやうに働き、善い方へも働けばまた悪い方へも働きます。その悪い方へ働いた時に、人間は「ほこり」をつんだことになるのであります。

人間の靈は美しいものです。がその美しさを「我がの理」一つで日々に汚してゐるのが人間であります。「思案せよなんほ澄んだる水やとて、泥をいれたらにごることなり」埃とは要す

るに靈を蔽ふ塵埃に等しく、人間本性の輝きに曇りをかける罪惡な心の働きであります。罪惡といへば、可愛い神の子供の心を痛める。そこで御教祖は優しくこれを「ほこり」と仰せられたもので、日々に積るともなく積る埃のやうに、いつとはなく生活の軌に立つ埃、心の汚れは人々の意識の外に自然に積ります。

御教祖は、これを八つに分けて説かれてゐます。

ほしい

働きもせず、償も出さずして、ほしがる心すなはち不當な利得を望むは埃であります。

をしい

廢るものを廢らぬやうにし、無駄を拵へぬといふ仕末な心でなくして、すべてを出しをしみする心、骨をしみをする心などが埃なのです。

かはい

身最氣な可愛い念、すなはち自分の身勝手から生ずる哀憐の情や溺愛は埃となります。

にくい

罪をにくむはい、が、それがため人をにくむ心や、すべてにくしみの心を持つは埃です。

うらみ

我身我心のいたらぬところをうらむ心は埃にならぬが、人のいふ事する事一切に對して恨みを含む心遣ひが埃なのです。

はらだち

所謂公憤義憤といふことでなく、自分の氣儘、勝手、疝癩から腹を立てるのが埃となるのです。

よく

人間生活に必要なだけの本然の慾ではなくしてそれ以上の不合理な慾、強慾貪慾あるひは價

ひ以上の慾などが埃となる譯です。

かうまん

人を眼下に見下し、自分を價以上に評價する自尊心などから生じる高慢な心使ひが埃となるのであります。

以上が心一つの理で積む「ほこり」の八形相であります。

そしてこの「ほこり」は多く意識的な罪惡でなく、人間の眼につかぬ、人々の氣のつかぬ、ちよつとした埃の堆積であります。「一れつにあしきといふてないけれど、ちよつとの埃がついたゆへなり」だから人間はこれの拂除を感じないのです。「大きな埃なら、他人でも摘んでほかしてくれるが、小さい埃は自分でさへ掃除しようとしなない」のであります。罪惡と感じた時に、既にその罪惡は懺悔の境に入り「通り返し」の道に一步を踏み入れてゐます。しかし罪惡とも埃とも感じない處に、親様の仰しやる「ほこり」が堆積してゆくのであります。

そこでこの埃が身の内にあるうちは、實なる親様が入りこんでお働き下さいませぬ。綺麗な仕事は綺麗な處でないと出来ないものです。埃だらけだと足の踏み込み場所もない「一れつはみなめい／＼の胸のうち」埃一ぱいつもりあるから親様に入りこんで頂く譯にもゆかず、従つて身の内守護をして頂くことも出来ないであります。病氣や不幸は、かくて親様のお働きがないから起るもので、だから「やまひのもとはこゝろから」なのであります

故に病氣になることは親様が心の掃除をして下さることです。「なににてもやまひというてなけれども、心がひの道があるから」「世界中むねのうちよりこの掃除、神が箒」となつて、人間の心を綺麗にして下さるのであります。「この掃除むつかしことであるけれど、病といふは無いといふておく」と、そこで病の元である「埃さへすきやかはらたことならば、あとはめづらしたすけ」を下さるのであります。

「人間十五歳からは一人前、十五歳までは親の懺悔」でありまして、十五才以後の心使ひを

静思して、埃の心を懺悔し、眞實の心となつたならば、閉めた戸が開いて陽光が差し込むやうに、親様の理が身の内に入りこんで「めづらしたすけ」が實現され「醫者のであまり」難病も治るのであります。

人間の心から埃をなくするために、親様は病氣を道具としてこれを人間に與へられるのです。それで心が澄んで埃がなくなれば道具は要らなくなります。やまひは治るのが當然で、この理が解れば世界と世界のやまひとの關係も解り、従つて世界にやまひがなくなつて世界「一れつに澄みきました」が有難や」といふ時代になるのであります。

第五節 因縁たんのふ

本教は「因縁きりの道」でありまして、いかな悪因縁もこれを白因縁に轉することが出来るのであります。

因縁といふのは、人間が何代も生れ變りするうちに心一つの理が靈につけた埃と徳とでありまして、埃は悪因縁となり徳は白因縁となつて此の世に現れて来るものであります。そしてこれは一代きりのものではない、前世前々世「一代二代三代から」でありまして、また「さきさき生れ變りといふ事情」であります。

だから「成るも因縁、成らぬも因縁」であつて「因縁といふは、ならんが因縁、しようというて出来るものやない、しようまいというても出来てくる」のが因縁の理法であります。「通らうと思ふても通れん、通るまいと思ふても通らにやならんのが因縁」で「因縁なら通らにやならん、通さにやならん、通つて果てにやならん、果たさにやならん」のでありまして、人間の力ではこれは何うともすることは出来ないであります。

「それ世界に、人に見せられん、見るに見られんといふもある、前世の因縁」でありましてこればかりは如何な學者でも智者でも知ることは出来ないであります。が併し「前世の因縁

世界にみな心現はれる。世界の鏡にうつしてある「親様からお示し下される此の因縁の理を聞分けて、充分悟つたならば自分の通つて来た前世前々世の因縁道すがらは、自ら解つて来るのであります。

「今年に蒔いて、今年に生える種子もある、その儘腐る種子もある」のであつて、今世現れて来た因縁には一代のものもあらう、二代のものもあらう、また三代四代と経つたものもあらう。が親様は「前世の因縁よせて守護」されるのでありますから「これが末代しかと治まる」のでありまして「なるもならんも、できるもできんも因縁、因縁もつて世界集めたる理、これがわかればあざやかすむ」のであります。

そこで前世の因縁を悟れば、今世通るべき自分の道すがらが明かになり、來世の因縁も豫知することが出来ます。なぜなら明日の日は今日の心が現れて来るものでありますから、今世の道はやがて來世の自分の道を形づけるものであるからであります。

遠き過去から現在に、そして現在からまた遠き未來に流れゆく此の因縁の理を自覺した時、この世は「理でせめたる世界」であることが解ります。即ち理とは親様の守護相でありますから、この世は神の世界、神の支配であることが自得出るものであります。

それとともに悪因縁から解脱して、真に楽しく生きたいといふ要求が雲のやうに湧いて來ませう。「いんねんつけることはいかんで」今世にある間に出来るだけの努力を費して前世よりの「因縁なつしようの道」を講じ「因縁なすところ、ひらいてしまはにやならん、こんどくまで持ち越してはならん」といふ心が起つて來るのであります。

併したゞ埃をはらふだけでは鏡の面を美しくし、これからも曇らさぬやうにするに過ぎませんから、鏡に映る萬象のすがたまでをも取り去ることは出来ません。前世なす因縁のすがたはそれだけで消え去らないのであります。こゝに因縁轉換の必要が生じて參ります。

地を離れてその心に大空を映す時、心は眞一文字に神に對して、何の影もなくなりません。

「日々に空をみてたのしむなら、神に近づく理であるほどに」この時において、始めて悪因縁は白因縁にと轉換をはじめるのであります。

この心が「たんのふ」であります。神を念じ神の意の儘に従つて心に邪念と慾心とを持たず明るくゆたかに軽くなったのしく鮮かなる心、それこそ「たんのふ」の形相であります。

悪因縁の根をきり、白因縁に轉換さすは、この「たんのふ」より外に道がありません。「因縁」といふ因縁一つの理はたんのふよりほかに受取る理はない。「さあ／＼、世上見て、めんめん日々の處、さあ／＼、世上世界に映りある、それ鏡にうつりある處を見て、めん／＼たんのふさあ／＼めん／＼しんの心をあらためたは、しんのたんのふといふ、この心の理よりほかに受取る處はなし、さあ／＼、世上世界を見て、めん／＼の心のたんのふが第一」であります。なぜなら「たんのふは前世因縁のさんけ」であつて「満足は天の理」として親様に繼がる道となるからであります。

「不足は、あちらちやめ、こちらせばむ、時々よればとれてゆく、満足といふものは、あちらでも喜ぶ、こちらでも喜ぶ、喜ぶ理天の理に叶ふ」のでありますから「たんのふは誠」ともなるのであります。「眞の誠なら受取らにやならん、受取りたらあと／＼代々の事情は楽しみ」となつて來るのであります。

併しこれには年限の理が要ります。今日たんのふの心が胸に治り、すぐ因縁が變るといふ譯にはいきません。が「いかなこともたんのふして、新たに因縁をつくることはいかん」から「いつ／＼までも變らん事情」にこの精神を治めたならば「たんのふは楽しみの花が咲くほどに、十分の理がのる」のであります。この道すがらを「恩報じ」と申しまして「因縁報じの道」ともなるのであります。

第六節 まことと眞實

埃を拂ひ惡因縁を脱却した心の働き、これを「まこと」と申します。埃や因縁に禍ひされな
い自我は眞實でありまして、眞實の働きは誠となるのであります。だから誠は靈の理と合致す
るのであります。靈は親様の分靈であるから、その働き即ち親様の心「誠一つが天の理」と
なる譯であります。眞實の心の理は、この上で親様の理と交るのであります。だから「日々
受取る中にたゞ一つ誠一つが天の理、天の理ならばすぐと受取りすぐとかやすが一つの理」と
いふ因果關係が成立するのであります。要するところ、眞實と親様とは密接不可離に立つて
るといふ事が出来るでせう。

その眞實の心の前に展開する世界は神一條の世界であります。神一條の世界にありては一切
が親様のおこころを中心として立つてゐるのであつて、人間世界における律法とは根本から趣

を異にしてゐるのであります。だから「智者や學者は後廻し」であつて「阿呆が神ののぞみ」
なのであります。

眞實は或る意味において處世上の阿呆であります。この經濟的生活難の社會にありて眞實に
立脚する生活様式は、人間一條の世界における優者の採るべき手段ではありません。併し神
一條の境涯には、人間の賢い生活は「蕾の花を床に活けたら、ひとまづは見られようなれど、
日がたてばほかしてしまはんらん」のであつて、眞實生活こそは「一寸には弱いやうに思ふ
なれど、誠より固き長きものはない」ので、末代といふ理がたのしみの道なのであります。だ
からこの天の理を我が理として生きる眞實の生活は、天理が働く限りその眞實が働くのであり
ますから、天地の無窮であるが如くに理に生きる者は末代まで生きる事が出来るのでありま
す。生死を超越し「古い着物をぬいで、新しい衣物と着換へるやうな」觀念で、末代に生き通
し得るのであります。

御教はその生涯を通じて、眞實の一義を明かにせられたのです。そして「眞實の心を神が受取れば、いかな自由用もしてみせる」し、また「眞實の心しだいこのたすけ、やまひしらすに弱りなきやう」の生活を人間に與へて「月日より眞實心見定めて、受取り次第返しする」とを立證せられたのであります。

それは人間を眞實にせしめることによつて、神一條の世界を建設して、神人合一の陽氣暮しをこの世に實現しようとなせられたからであります。だから眞實に生きようとなしなものには、親様はそのあやまりを自覺せしめるために病氣や不幸を現出せられるのであります。これ「神のみちおせ意見」となり「神の手引き」となり「神のせきこみ」となり「神の用向き」となり「月日手入れ」となり、そして遂には「神の立腹」あるひは「月日残念」となつて現れる所以であります。

かく親様は眞實を欲せられます。「口さきのついしよばかりはいらんもの、しんの心に誠

あるなら」いかなる自由用もしようとなしやるのであります。「肥やとて何がきくとは思ふなよ、ころのまこと眞實がきく」のであります。「じつやとて法がゑらいとおもふなよ、心のまこと是れが眞實」で、この眞實以外には信仰の要諦のないことを繰返して申されてゐるのであります。

第七節 ひのきしん

人間が眞實になつた時、愁もなければ悩みもない。その心から一切のわづらはしさは除かれ、迷執の世界から解放される事が出来るのであります。

物慾の念に捉はれ、執着の迷から離れることの出来ない間は、苦惱や煩悶や病氣や災難が人間に附き纏うてゆきます。が眞實なころになつたならば、夫等のあらゆるわづらはしさは消え去つて、そこに夢想だにしない新しい世界が展開されて来るのであります。

愁と争ひとのない眞實な心の世界、それには感喜と感謝と愉悅と感銘とが充滿してゐて、人々の心はそのなかに軽ろやかに躍動するのであります。そして何れの人の心も渾一なこのおなじ状態に歸一されてゐますから、その中には何の差別もなければ差異もない一つの心があるだけであります。従つて個々な我は存在せず、すべての我を包含した大きい我のすがたのみが實在してゐるのでありますから、その世界においては自分の事はみな他人の事であり、他人の事は要するに自分の事に他ならないといふ、純一な事實が成立するのであります。

すなはち自他合一の境を現出するのであるが故に、自分の「はたらき」に對して求むる報酬といふ觀念は影を見せないでありまして、一切無條件にそして一切無報酬に喜悅の心持ですべての事柄を遂行してゆくのであります。本教に「ひのきしん」といふのは、この心持ちのすがたに他なりません。

要するに自我の境涯を捨て、大我の世界に住むことです。細様とともに在ることです。神の

靈と合體することです。そこにこそ愉悅の躍動たる勞作が生じ、至我の寄進が生れてくるのです。

故に「よくをわすれてひのきしん」といふ姿は、眞實世界に住む人たち以外にこれを見ることは出来ません。この一番具體化した卑近な代表的勞作は「もつこになうてひのきしん」であり「なにかめづらしつちもち」なのであります。

「つちもち」は明治二十五年御教祖五年祭の當時墓地改葬に際して行はれたのが著しい最初のものであつたかとも思はれますが、併し「ひのきしん」は決してこの「つちもち」の變名でもなく、またこれのみに終始してゐるものでもありません。この土持ちを現出したところの「ひのきしん」の精神は、ずっと以前本席及高弟たちが「勤め場所」の建設をしたのに具體的發現の嚆矢があるやうです。

「ひとことはなしはひのきしん」であつて、いかなることと雖も、苟くもかゝる心事に立つ

てなされた事柄ならば一言一行に至るまで、悉くこれ「ひのきしん」に他ならないのであります。人のためにする働き、社会のためにする奉仕、國のためにするつくしはこび眞實な心に芽ざした愉悅の躍動、親様への感謝的發現であれば、みなこれは「日の寄進」であり「神への寄進」であり「全我の寄進」であります。

そこで親様の教を「すなほ正直」に遵るものは日夜「ひのきしん」の道へといそしみます。貨物借物の理も、八つの埃りも、因縁たんのふも、まこと眞實も、これ等は要するところみな内への働きかけであります。自己内省への能動であり、自我修養への道に他なりません。ひのきしんはそれ等によつて完成された個人我の外への働きかけであつて、自我以外への社会へ同胞へ、國家へ、世界への能動であります。すなはち自我が大我への合體の動きであり、大我への行進でありまして、その具體的發現としての勞作に他ならないのであります。故に「ひのきしん」にいそしむ人たちに、本教信仰の眞髓を見、神の子としての申分なきすがたを見るこ

とが出来るのであります。

第八節 たてあひ助けあひ

神一條の世界にありましては、人と神とは互に交遊するのであつて、神は親として人間は子としての關係に立ちますから、一列はみな兄弟でなければなりません。従つてお互兄弟はおなじ親の靈によつて生くべきものでありますが故に、他人も神の靈に生くれば自分も亦神の靈に生きるもので、すべての靈は神と同一である事が悟領されるのであります。

そこで人間のすべての靈が神の靈とともにおなじであるがため、他人の靈の苦しみは我が靈の苦しみであり、他人の靈の歡びは我が靈の歡びと同一のものになるのであります。こゝに「たすける理が助かり」「たてる理が立つ」といふ微妙な天の理が成立する所以であります。親様はいはれます。「世界中一列はみな兄弟や、他人といふは更にないぞや」と。すなはち

「元々一つの理より始めかけたる兄弟」であるから「世界みな兄弟、身はみな兄弟」であつて世界中誰一人として親様の理によつて繋がれて居らない他人といふものは更にないのであります。

そこで社会集團は兄弟としての寄り集まりであり、社会生活は兄弟同士の寄り合ひ世帯でなければなりません。他人と我との對立した生活でなく「われ」なるものの集つた共同生活であります。そしてまた親様の理に包含せられるところの渾然たる單一大生活であります。だからその何れかの社会に悩みある時は、この渾一なるものそれ自體の悩みでありまして、親様のなやみに他なりません。「おなじ五本の指ならばどの指嚙んでも痛からう」大きい天の理に立つた社会集團組織の、これが有機的な根本義であります。

この見地に立てば、人と人、社会と社会、國家と國家は借に助け合ひ、借に立て合つて、その共存共榮を圖るべき人倫の大道が自ら分明する筈です。「たがひ立て合ひ、助け合ひ」は

世界平和の樞軸であり、人類幸福の基本でなければなりません。

「なかよき理、臺として、なかよきの理は受取る」と仰せられます。「あのものほつておけこの者なれば探してなりといふ、これは第一いかん」のでありまして「隔てといふは、破れのもと」であります。すべてを平等に、すべてを兄弟と思ふ處に「神の道」はあります。「兄弟なら、兄弟といふ理なくばならん、なれど中に兄弟心が合はん者もある、みなそれ／＼心より合せてくれ、聞いたる者より合せて」やらねばならぬのであります。

「我さへよくばよいといふやうでは、兄弟とはいへん」のであつて、たがひに立て合ひをしながひに助け合ひをするところに、八埃の一切は影を没して「陽氣ゆさん」の生活と世界の發達が持ち來たさされるのであります。

「大きいものは小さきものに持つて行てやれ、これが神の道、これからつくであらう」といふ此の悟りがなければ「一れつすます」ことも出来なければ「世界ろくちにふみならず」ことも

出来ないものであつて、親様最後の望みである甘露臺の建設も亦出来得ないのであります。
 ・そこで人類のすべてが一列一體になり、各自の繁榮を圖るために「たてあひ助けあひ」の實をあげることは是非必要でありまして「一家の内に心二つある、二つあつては一家は治まらうまい」から一致の團結が肝要です。

團結はいかなる組織にありても必要事であることはいふまでもないが、親様は「みな心を合せば、どんなやいばの中でも連れて通る」と仰しやる。すなはちその力は神の力と同様に至大であります。

一れつ兄弟の悟領は「たてあひ、助け合ひ」の生活を現世に導き、かゝる渾一精神に基く生活は「あちらでそもく、こちらでそもく」の離れ離れな輕薄な現代の世相を、やがて「陽氣ゆさん」の神一條の世界の實現にスピードをかけることになるのであります。

第九節 勤一條の世界

「貸物借物」の理を悟り「八つの埃」を拂つて「たんのふ」によつて悪因縁を白因縁に轉じますれば、人間はみな「まこと眞實」にならなければなりません。そして「まこと眞實」になつた人間は、そこで「ひのきしん」の精神を悟得し「たて合ひ助け合ひ」の道を踏みます。要するにこれ等はみな人間として、また神の子として、及び兄弟としての「勤め一條」の道に悟入したことになるのであります。

人間は決して自己獨りで生活してゐない以上、そこに自分と何物かとの多角的關係に立たねばなりません。さうしたところに、いろいろな「勤め」の道が発生するのであります。すなはち神へのつとめ、皇上へのつとめ、親へのつとめ、兄弟へのつとめ、目上或は目下へのつとめ、隣人へのつとめ、社會へのつとめ、國家へのつとめ、世界へのつとめ等のさまざまなつとめで

ありまして、これは要するに自己を中心とした多角的な關係への自覺によつて生じるものであります。

いひかへますと人間の生活は勤めの連鎖でありまして、勤めから勤めへ終始するのがその生活の本體であります。だから現世は「勤め一條」の世界でありまして、これを棄るとき國家も社會もその運行を閉塞されるのみならず、やがて自分自身の生活をも根底から覆へされることになるのであります。

かういふ工合に「つとめ」とは人間生活のもつとも至純に達した時の表現形式でありますがこの代表的なものは宇宙萬體の根源である親様への「おつとめ」であります。即ち本教でいふ「神樂勤め」とはこれを具體化したものであります。

それ故神樂勤めは本教における最高儀式であるばかりではなく、實たる親様を勇め人間を靈化するものであります。

その神樂歌は御教祖が天啓によつて慶應三年に製作せられたもので御教祖自ら音調と舞踊の形式をお定めになつたものであります。

「神樂勤め」に二種あります。一つは「本勤め」でありまして、一つは「手踊り」であります。「本勤め」は甘露臺を中心とした地場でのみ行はれる儀式であつて、だからこの「つとめ」の場所は世の元であります。「手踊り」は各地で随時行はれるもので、これは世界を靈化する勤めであります。

最高儀式である「本勤め」にはその目的に準じて種々なる區別がありますが「手踊り」は人心の靈化と世界の陽氣化とを目的として行はれますので、その形式は凡て同一であります。

祈を信するもの、因縁の解脱を欲するもの、眞實な靈化を得ようとするものは、みなこの定められたる「手踊り」をせなければなりません。なぜなら「手踊り」をなすことによつて起る感激は、人々の心を親様の心と同化せしめ、そして因縁を轉換し「人間心」を靈化せしめるか

らであります。だから「神樂づとめ」は一つには人間が靈化される道であるとともに、また一つには「みなそろつてはやくつとめをするならば、そばが勇めば神も勇むる」道なのであります。

更に神樂歌は一言一句ごとくこれ宇宙人生を貫く眞理を詩歌の形式を藉りて表象されたものでありますからその意義を生活の上に移して思考しますと、無限の妙味があります。また手踊りの形式も眞理の形象化したものであります。この「手踊り」をなすことは人生靈化の上に頗る微妙なもの、あることが感じられます。

そこで親様は「このつとめ何のことやおもてゐる、よろづたすけのもよふ」のために、また「世界治めて助けばかり」のために、一日も早く「かぐらつとめの手をつけて、みんなそろつてつとめまつなり」と望まれてゐるのであります。

かくて整然たる「勤め一條」の世界が實現し「やまのおくでもあちこちと、天理王のつとめ

する」ならば「勤めさいちがわんやうになりたなら、天のあたへもちがふことなし」となつて「どのやうなむつかしくなるやまひでも、勤め一條でみな助かり」「いかなる難もみなのがれる」のでありますから「はやく」と心そろつてしいかりと、つとめするなら「世界治る」日の實現に努力することが、神の子としての人間のつとめであります。

第十節 助け一條の道

靈救の現れました時に人間は、これを奇蹟とよんで不思議な想ひをいたしますが、奇蹟は要するに人間心で窺れない神秘の世界での常事にすぎず、親様が人間の眞實を受取つた證として親様の眞實をば與へられる形に他ならないのであります。

その靈救が人間の肉體に現れる時、不治の難病は忽然として平癒します。一家に現れる時、一家の因縁はきれ波瀾は治つて圓滿の春が訪れます。家業に現れる時、失敗は成功に轉じます。

るし、作物に現れる時は不作は豊作に化します。また國家に現れる時は國家の興隆を來し、世界に現れる時は世界の平和が齎されるのであります。

しかし斯かる靈救を得たいと思ふならば、眞實の心に歸つて勤め一條の道にいそしまねばなりません。なぜなら「ようこそつとめについできた、これがたすけのもとだて」となるからであります。

實なる親様は人間を「助けたいが一條」のおこゝろでありますから、人間の眞實を欲しその勤めを待たれてゐるのであります。だから眞實なるそのつとめは「世上より成程の人や〜といふ心、天にうつる。これが助けの理」となつて、親様のおこゝろが現れて來るのであります。

「ふしぎなたすけをしてゐるれど、あらはれでるのはいまはじめ」であつて、親様は御教祖の眞實を通じて「かみがおもてへあらはれ」なされたのであります。そして「いつもたすけがせ

く」「これつにはやくたすけがいそぐ」そのお心から「じつたすけはこれから」であると、「助け一條の道」を布かれたのであります。

すなはち御教祖の出現は、それ自體既に大なる親様の御慈悲であり「たすけたい一杯の心」の實現でありまして、御教祖五十年の難儀苦勞の道は此の眞實の心を萬人の胸に移し、勤めの道を一れつの心に宿さんがためでありました。だから人間が、何の議論でもない、何の理窟でもない、たゞそのお踏み下された眞實の道を味ひ、御苦勞の道すがらを心に治めて、御教祖のお心をそのまゝ我が胸に宿し移したならば、その時にこそ「ふしぎなたすけ」は忽然として現れてくるのであります。

この天定の理法を人々は知らない。それがために悩み苦しむ病み患うてゐるのであります。そこで本教の人たちは、この道を一れつに知らしめ、親様のこのおこゝろを兄弟にうつして、相ともに「陽氣な世界」を實現しようと、こゝに「助け一條」の道に、没頭し、苦勞艱難の道を

物ともせず突き進み「いつもわらわれそしられて、めづらし助けをするほどに」といふ意氣の下に悲壯な行進を續けてゐるのであります。

親様は現世をば「ふしぎな助けはこの處」と申され「たすけ一條のこのところ」とも申されてゐますから「なにかよろづはたすけあひ」でありまして「助ける理が助かる」のであります。助かる理が當然で、助からぬが寧ろ不可思議でなければなりません。それで奇蹟は「助け一條の道」における常事であつて、不可解な神秘ではありませんから、もしこの奇蹟を否定しようとする者があれば、いふまでもなく夫れは自己眞實を否定するものであります。「願ふ誠の心から見えてくる利益が神の姿」で、奇蹟は眞實の心から祈願して見出す親様のすがたに他なりません。「めんく助かる理」も茲に生じ「助け一條の道」も亦この處よりこそ開かれて來るものであります。

第五章 天理教發達史

第一節 天理教會設立

一、勤 場 所

神懸りに依つて神の社となられた教祖は、神命の指示に従つて、貧困者に家財を恵みながら貧のどん底目懸けて、荆莢を意としないで落ち切られました。

御年五十六歳の時、本家賣却の節と立合ひまして、四十三年來連添はれた、夫善兵衛氏の出直しに接せられました。此の時から教祖は敢然として、神一條の直路をお進みになつたのであります。

此神一條の妙教を宣傳せんがために神命に従つて嘉永六年、小寒子は十七歳の妙齡の身でありながら、從者と偕に大阪に赴いて南無天理王命と、辻々に立つて高唱せられました。爾來教祖の貧苦は年と共に迫つて、點す油も盡き焚く薪も絶え月光を頼りに落葉を焚いて、子女と寒夜を明されました。其の苦勞の中の苦勞の道はやがて、末代に心の光を照し出させるといふ神の思感深い琢磨であつたのであります。

落ちたならば登るより他に道がなく、靈泉は人の來つて掬むが如くに、文久元治の頃に至つて、教祖を生神として信する者が近村に現れて、不思議な神、珍しい神として、四方に宣傳される様になり、參詣する者日に／＼多くなつて來ました。

信者の増加は總て參詣所の必要となつて參りました。此時教祖の衣鉢をお繼ぎなさる飯降氏が、内室のお助けによつて入信し、報恩の意を表する爲めに、大工の身を幸として社を造つて奉獻しようと願はれました所、教祖は「小さうても勤場所を始めかけ」と仰せられました。

神意に添ひまして米倉と綿倉を取り拂つて飯降氏が大工棟梁として、世の元となるべき勤場所の建築に着手されました。是れは元治元年の九月でありまして翌月の二十六日に上棟式を行ひ、十二月中旬に至つて落成しました。

建築の豫想外の費用を要する例に洩れず、其の年末の節季に至つて、支拂の困難が迫つて來ました。飯降氏は小寒子の内意に依りまして、支拂の延期を瓦屋や、材木屋に頼み歩かれました。

勤場所は六間に三間半の平家であつて、正面八疊の間は上段として其の奥に神床を設け、教祖は上段の左側に座を占めて、諄々として神命を宣べ傳へられました。是れが本教最初の詣場所でありまして、教會の歴史は茲に其の源を發してをります。

附記

此勤場所は本部の神殿改築に當りまして鐘子山に移されて現在は教校の敷地内に保存され

てゐます。(口繪参照)

二、布教の認可

信仰の結晶である勤場所の建築は、大和の一寒村である當時の庄屋敷に於いての、驚異な出来事でありました。風説は風説を生んで、八方に匂掛せられると共に、靈救に浴する者は其の數を増し信者は其の信仰自熱化して、助け一條の爲に奔命したのであります。

巨木が大風に衝るが如くに、急激な本教の布教は、他の反感を招くに至りました。中傷に迫害に讒謗に、其の發展を阻害しようとする神官や僧侶や醫者が、種々なる手段を講じました。

慶應元年法蓮寺や光蓮寺の住職が來ましたのも其の一つであります。同年大和一國の神職取締である守屋筑前の來たのもその一つであります。小泉の不動院が白刃を携けて脅嚇したのも亦其の一つであります。何れも明快な教祖の答辯に困じて立ち去りましたが、布教に對しての迫害は、漸次激しくなりました。

其の間にあつて守屋筑前は、本教の眞價を認めましたので、其の悪意を翻すと同時に、官許を得て布教するやう勸告し、自ら古市村の代官、深谷氏に添書を書きました。教祖の長男秀司氏は、之れに領主の副申を得まして、慶應三年七月出澤氏を隨行とし京都の神祇管領である吉田家に出願しました處、暫くして許可書が下附せられました。斯うして本教の布教は公認せられるに至つたのであります。

三、官憲の壓迫

神祇管領である吉田家から得た布教の許可は、明治維新の變動に依つて其の効力を失ふと共に、新政府の取締が實施せられました。

明治五年の三月、教部省が設置され、明治七年六月には、府縣知事及び神道各管長に禁厭祈禱に對して嚴重な布達がありました。本教に對する官憲の壓迫は、此の頃から次第に嚴しくなつて來たのであります。

明治七年十月、石上神宮の神職が突然出張して取調べ、同日警官数名が臨検して、幣、簾、鏡等を没収しました。翌十一月には縣廳の社寺係が、山村御殿に出張して、教祖を呼出して取調べを行いました。

明治八年九月、縣廳の呼出に依つて、教祖は辻氏を随へ出頭せられました所、布達に抵觸するからといつて、留置を申渡されました。又信徒には本教の信仰を、絶対に捨てる様に誓約させ、一方中山家の周囲には見張りの警官を配置して、参拜者を追ひ返させました。明治十年四月、醫師の讒訴に依つて、秀司氏は三十餘日、奈良監獄に拘留された事もありました。

斯の様に嚴重なる取締に加へて累を教祖に及ぼすのを恐れました、中山家の門前に参拜人斷はりの貼紙がせられました。然し熱心なる信徒には警官の取締も門前の貼紙も、物の數とはせられなかつたのです。日増しに信徒は勤場所へ澤山に集りました。

教會の設置が、淫祠邪教と見られたものに認可する筈はなく、自然の放任が、教祖に累を及

ぼさねばならぬのであります。此の間に立ちまして、秀司氏は蒸風呂兼宿屋業を思ひ立たれ縣廳の許可を得て營業を始められました。

第二節 天理教の獨立

一、教會公認の計畫

蒸風呂兼宿屋業も、信仰に對する官憲の干渉を、全く避ける譯に行かないので、明治十三年九月、金剛山地福寺の配下に屬して、佛式の教會を設けることになりました。

然るに明治十五年九月に至つて、神樂の立勤めを行ふたのを機として神佛混淆の上、多數の衆庶を参拜させたのを理由として、詰合うてゐた人々の辯解も聞かないで、十八日の拂曉教祖を奈良へ拘引して行きました。

教祖が奈良の監獄で、十日間の拘留に處せられました時に、其の高弟五名も同じ様に十日間

の拘留を命ぜられました。當時險惡な雲が、全く地場を蔽ふてゐたのであります。然るに一方神一條の道は、漸次各地に弘通して、講社の結成をなすものが次第に多くなつて大和、河内、攝津等に於いて、明治十四五年頃には、二十有餘の講社が續出したのであります。

教祖に御苦勞を懸けないやう、信徒の參拜が出来るやう、布教が自由に出来る爲めには、教會設置の認可を得るより、他に方法の無いのを見出して、當時詰合の人々が、百方心を盡されたのであります。

其の一つは明治十六年、大阪で行はれました天理王社で、是れは心學道話の研究を看板にして、其の公認を得ようとしたのであります。指令す可き限りでないと却下されました。其の一つは明治十七年九月の天輪教會本部で、是れ亦大阪で始められたのであります。神意に叶はない所がありましたので中止せられるに至りました。

其他各地で各様の形式によつて、教會設置の計畫をせられましたが何れも其の成功を見ないで、却つて警官の壓迫が激しくなるばかりでありました。

二、本部の設置

教祖はあくまで獨歩の道を進まれましたが、神教の宣布を念とする信者は、教會設置の公認を急務とし、種々計畫する所がありました。總て齋餅に歸しましたので、明治十八年五月、神道本局所屬の教師となり、六等教會となることを許されました。

當時本教は三十有餘の講社と、數萬の信徒を有してゐましたので、其の統轄上の理由によつて、同年六月十八日、神道本局 管長の添書を得て、神道天理教會設置願を、大阪府知事宛に出願しました。然るに設置願之件聞届難しといふ指令でありましたので、七月十七日に再び出願しましたが、是れ亦聞届難しとして却下されました。

明治十九年に神道本局から、内海、古川の兩氏が、視察の爲め地場に立寄り、親しく教祖に

面接して、本教の價値を認めると共に、教會の公認せられる迄、大神教會の管理を受ける様に注意しました。

斯かる事情立合の間に、教祖は明治二十年舊一月二十六日、一列扉開いて世界をろくに踏みならずといふ天啓の如くに、神の社を開いて、其の姿をお隠しになりました。信者は愕然として、一時爲す所を知りませんでした。神が飯降氏にお入り込みになつて、神意をお説きになりましたので、一道の光明を見出しました。

歳月は流れるが如く、夢のやうにして一年は過ぎ去つてしまひました。明治二十一年舊二月二十六日、教祖の一年祭を執行中、龜田某の讒訴に依つて、警官數名出張して祭典を中止し、參集の信徒を追ひ拂ひ、不當の干渉を肆にしました。

教會公認を要望する心は、再び信徒の胸に燃えて來ました。神意を伺ふと一寸ふいたる芽は今度は折れんとの仰せでありました。重なる信徒が安堵の飯田、樺本の梶本家で相談の上、東

京府へ出願の決心をなして、神意を伺ひました處、同じ理やつれて通らうとありましたので、諸井、清水の兩氏先發し、前管長は松村、平野兩氏と、三月二十七日地場を出立して、神戸から横濱に上陸し、四月一日着京せられたのであります。

上京後直ちに準備を整へ、神道本局管長の添書を得て、四月六日東京府へ出願しました。越えて十日、知事から「書面願之趣聞届候事」と云ふ指令がありました。是れ天理教會が公認せられました第一の日で、其の時教會は下谷區北稻荷町に置かれたのであります。

教會認可の狂喜に蘇つた信徒は四月二十四日開篷式を盛大に行ひました。前管長は諸井平野兩氏を随へて、東海道を通つて歸られました。後に松村、増野兩氏が、専心布教に従事し同所の家屋敷を、中臺氏の厚志に依つて買ひ求め、教勢は次第に榮えて來ました。

然るに地場へ本部を移轉するのは、認可早々で、あまり手段に過ぎる嫌がありますので一時分教會設置を計畫し、神意を伺ひました所、十分の許がないので、翌七月本部を地場に移轉す

る事を願ひました。神意は地場一つの理あればこそ世界治まるとの思召でありましたから同月二十三日日本部移轉の手續を済まし、東京の方は改めて出張所としました。多年苦心を重ねられました結果、愈々地場に神道直轄天理教會本部の名を掲ぐる様になりました。十月二十六日改めて盛大なる、開筵式が行はれましたが、高弟の胸中千萬無量の感があつたに相違ありません。

三、傳道より教會へ

本部設置の公認と、授訓の授與とは、本教信徒を熱狂させて、布教は燎原に火を放つたやうに、八方に擴がつて、盲者は眼を開き、聾者は立つて歩むなど、奇蹟が隨所に現はれました。天啓の教は今や妖雲を拂つて、旭日の如くに人類の上に照されました。

其の傳道の経路を辿れば、高弟の苦心と努力が窺はれます。それを略述しますと、高井氏は地場附近を、榊井、喜多二氏は大和西北部を、宮森氏は山城の一角及び大和の東北部を、板

倉、松村、増井、山本、松田の諸氏は、河内一圓より近國に亘り、上村、山田の二氏は、大和の南部より紀伊の西北部を、井筒氏は大阪市内及び山陽道方面を、梅谷氏は大阪市内を、諸井氏は遠江より奥州を、上原氏は東京、埼玉、栃木地方を、清水、増野、富田の諸氏は神戸市より播州地方を、島村氏は土佐、山田、畑林の二氏は紀州の南部を、深谷氏は、京都府より滋賀北陸を、鴻田氏は北越を、平野氏は大和、伊賀、山陰道方面を、布教傳道せられました。

教會本部設置と共に、天理教會規約が制定せられましたので、部屬教會が認めらるゝに至りましたから、傳道に従事した人々は、何れも教會設置を願ひ出で、各地に教會を設置し、傳道の根據を定むるに至りました。

明治二十二年度には、郡山、兵神、船場、河原町、東の六分教會、同二十三年度には、敷島、高安の二分教會、同二十四年度には、高知、芦津、梅谷、北、網島の五分教會、二十五年には、中河分教會が設置されました。支教會に於きましては二十二年度には撫養支教會、廿三年

度に田原支教會、廿四年度には南海支教會、二十五年に、平安、中津、御津、西、堺、城法、奈良、泉の八支教會、二十六年に、大江、上町、八木、治道の四支教會、二十七年に、櫻井支教會が設置されました。

斯の様に教勢が次第に發展しますと同時に、本部に於きまして種々の施設が行はれました。それを概括しますと、明治二十三年一月に、別席の制度が定められ、二十四年には本部が六等教會から一等教會に昇格し、二十五年には、教祖の墓地が完成して改葬が行はれ、布教事務取扱所規定が發布せられ、雜誌道乃友が發刊せられました。斯うして教會公認以來は急速な歩調で發展したのであります。

其の結果二十六年には、朝鮮布教が開始され、二十八年には支那、琉球に傳道され、二十九年には臺灣布教が創められるなど、本教は教祖の谷底の道より、細道へ往還道へと進んで行つたのであります。

四、大 節

明治二十七八年の日清戦争は、日本の大きな節でありましたが、本教も亦其の影響を受けて、人夫志願の募集や、軍資金の献納に忙殺されてゐましたが、戦後の不況は、やがて教勢の上にも現れました。

然し教祖の十年祭が匂掛けされますと、一段の活氣を呈して其の準備の爲め信徒詰所が續々建築され、三十戸に足りませんでした一寒村が、忽ち都會化しはじめて、其の發達は驚くばかりでありました。

教祖の十年祭は、明治二十九年舊一月二十五日に執行され翌日は春季大祭、その又翌日は、日清戦役従軍死亡者の、大弔魂祭が行はれ、全國から歸來した信徒は十萬を越え、内外の耳目を驚かしました。

善悪が相圖立合として現はれますが如くに、教祖十年祭の盛大を喜ぶ一面には、本教を撲滅

しようとする、魔の様な手が差し起べられてありました。其處に大きな節が現れて来たのであります。

それは新しい信仰の形式と、不思議な助けと、熱烈な布教からして、社會の誤解を招いた結果、政府に於いても捨て置けないと認めて、明治二十九年四月六日附にて、各府縣に内務省から秘密訓令を發したのであります。

此の當時各地の新聞は、本教を淫祠邪教として、筆を揃へて惡罵するばかりでなく、甚しいのは數ヶ月に亘つて事實無根の虚説を捏造して連載し、讀者の喝采を求めたのであります。

事情右の次第でありますから、本教の取締は嚴格の上にも嚴格になりました。なほ其の上に、神道本局を通じて、本教の教義及儀式に高壓的な強制をなして、若し聞かなければ解散を命ずるといつて威嚇したのであります。

本部に於いては死活問題でありますから、神意を伺ひました處が、いかんと云へばはい、ならんと云へばはいと云へとありましたので、其の神意に基いて、同年五月合議の結果、八ヶ條の件を改めました。

其の内容は、一、本部は従來の神樂勤めを改めて、御面を机上に備へ、男子のみにてお勤をなし、一寸咄し、甘露麩の勤をする事、一、朝夕の勤は一寸咄し、甘露麩のみとする事、一、醫師の手を経ざる以上、素りにお助けをなさざる事、一、教會新築工事は、華美に涉らざる様注意する事、附教會設置は猥りに許さざる事、一、神符に對する件は、神鏡を以つて信仰の目標とし、本部より下附すべきものに限る事、産屋御供は、熱心なる信徒に限り授與する事、御守は席順序を運ぶ者に限る事、一、教理の説き方を一定する事、一、天理王命を天理大神と稱し奉る事、一、樂器は三味線、胡弓を用ひざる事の八ヶ條で、何れも一件宛神意を伺ひました處、子供可愛い理から許すと仰せられました。

外部から押し寄せた節は、右の決議によつて防ぐことが出来ましたが、立合の理が現れまして、此の事件が済んだと思ふ頃、又茲に教内から一つの節が現れて来たのでありました。明治三十一年に起つた、安堵事件と云ふのでありまして、安堵村の平安支教會長である飯田氏が、自分に神懸りがあると流布するばかりでなく、庄屋敷は火の屋敷、安堵は水屋敷と稱し、純真なる信徒を昏惑し始めたのであります。

本部は直に飯田氏の本部員たる現職を免じ、松村、平野、板倉の三氏に命じて、神靈取戻の爲出張せしめられました。先方では之れを渡すまいと、恰も百姓一揆の様な騒ぎをしました。が、神はすぐ還るから、どんな事があつても、必ず手向ひするなどの神意がありましたので群がる中を相手にせず、神靈を無事に龍田に奉還して此の事件は落着いたのであります。

五、獨立

節を通り抜けたら新芽が吹き出す様に、大きな節を通りぬけました本教は一派獨立の新芽を

吹き始めました。明治三十二年五月、神道本局の新任管長へ、移の爲め、前管長の上京せられました際、本局管長が本局の負債償還及び本局新築の寄附を感謝しますと同時に、本教の獨立を勧誘せられました。

歸本後獨立に關する神意を伺はれますと、ほつ／＼と始めかけとありましたので、部下直轄の教會長を招集し、協議の結果、重ねて神意を仰いで、獨立の準備に着手されたのであります。

同年六月松村、清水の兩氏が、本局との交渉委員を命ぜられ神様の御許を得て上京し、種々交渉の結果、圓滿な契約を結んで歸本された。

越えて翌七月、前管長自ら隨員と共に上京し、本局の添書を得て天理教會獨立請願書を八月九日に内務省へ提出せられました。その時添附書類は添へられてありました。

右の出願をお済しになるとすぐに歸本され、天理教校の設立願書を提出しました處、奈良縣

知事から、九月二十六日附で認可をせられましたので、翌三十四年四月一日から開校し、本教師の養成機關としました。

明治三十三年七月、松村、増野の兩氏が上京し、宗教局へ出頭しました處、課長は獨立などとは思ひもよらない、歸國して改善の道を講じるが得策であらうとの事で、殆んど相手にもされなかつたのであります。それで同年十月二十二日に、遺憾ながら書類の不備を理由として、願書を取下ぐる事になりました。

第二回の請願書は、三十四年六月に提出されましたので、其の時は七種の添附書類と五種の参考書類などで、前願書に較べて大きい相違は、教會所取締規定の前提で、全國を十教區に分割し、本部長直屬の下に、教區内の教會及び教師の取締を目的とせられて居りました。

然し此の請願書も、教義が未だ明確にされてるませんでしたので、明治三十六年一月、再び願書を取下げなければならなくなりました。

第三回の請願は、三十七年八月であります。第二回の願書は教義が不明といふことでありましたが、直に天理教典の編纂を畢へて、宗教局へ提出して意見を求めました處、同意を得ましたので歸本し、教典を普及する爲めに、教師講習會規定を制定し、本部を始め部下教會に於きまして、講習會を開催するに至りました。

同時に教師としての資格のない者を、三項目に亘つて調査し、教師の改善をする爲めに、千四百名の教師を調査の上淘汰しました。

そのうちに三十六年五月、衆議院へ天理教禁止解散の請願を中西某が一代議士の紹介で提出し、大袈裟な反對運動を始めました。併し竟に擲潰となりましたが、之等のために第三回の請願が後れたのであります。

其の時の添附書類は五種で参考書類は七種でありましたが、之れを受理した宗教局では、書類は是れで完備したが、書面通り實行されなければ、何の價値もないから、實行の上更に願出

でよとの内意でありましたので、同月三度願書を取下げました。

處が其の年の二月に、日露戦争が始まりましたので、本部でも奉公の誠を致す爲めに、國債募集に應じますと共に、傷病兵の慰問遺族弔問など多忙を極めました。又戦時に於きましての帝國臣民の心得書を發行し、戦死者子弟の學資補助會を起し、徴集いたしました金員を各府縣知事に送り、その處分方を依頼いたしました。

此の多忙の時期に、教典の普及を圖るために、巡回宣教規定を定め、部下一般に通達し、本部から九名部下から五十八名を講師に任命して、各地に講習會を開いたのであります。

其の結果一般の信徒に至る迄、教典の趣旨が普及しましたので、三十七年十二月、第四回の願書を提出しました。其の時には、四種の添附書類と十二種の参考書類が添へてありました。

三十八年九月に至りまして、宗教局から松村氏を呼出し、願書に對する取調がありました。松村氏は三橋、神崎兩氏を同伴して、詳細に辯明せられました。なほ陳述を明瞭ならしめる

爲め、追願を差出し、それに獨立請願の理由書と本教の經過事績及び現在實況を精説添附いたしました。

此の取調の結果、宗教局では認可して差支ないといふことになりましたが、その十二月初旬、青森縣で婦人布教者が、金米糖の件で拘留され、折角の努力も水泡に歸しましたので、願書は其儘、松村氏は歸國されました。

明治三十九年二月、舞樂「神の曲」を完成しましたので、宗教局へ出頭しました處、請願書は宗教局の調印の上、合議の必要上、警保局に廻したといふことを聞いて、内心悦んで歸本いたしました。

此の年教祖の二十年祭にあたりますので、本部にては二十間四方の假式場を建て、盛大な祭典を行はれました。越えて四月日露戦争戦病死者の、弔魂祭が行はれました。此の二大祭典の時は三島全村は、人で埋められました。

一方請願書は、警保局に廻附されましたが、局長の古賀氏が、強硬に反対を試みましたので、折角順調に進んで居つた請願書を、復々取下けなければならなくなり、同年十二月内務省から下げ戻されました。

第五回の請願書を提出する迄、松村氏は古賀氏の諒解を得るために、百方手を盡されしました。種々と交渉の末、同氏の諒解も得ましたので、明治四十一年三月、第五回の獨立請願書を提出しました。其の時は添附書類が五種と、参考書類が十八種にも達しました。

然るに其の年の七月、西園寺内閣が瓦解しました爲めに、十年の苦心も空しくなつてしまいました。次の桂内閣が成立しますとすぐ、松村氏は多田氏と通じまして、平田内務大臣に、本教の経過並に内容を説明し、遂に明治四十一年十一月二十七日、天理教別派獨立の許可を與へられたのであります。

第三節 獨立後の教勢

一、神 殿 建 築

獨立認可の前一年、四十年舊五月五日、飯降本席が、病中十年の指圖を百日にして、本部神殿建築の決心を定めさせ、三年たてば木の音石の音もすると豫言して歸幽せられました。

次いで獨立が認可されましたので、本教の教勢は頓に熱を加へ各教會の改稱につきまして、盛大な獨立奉告祭が、四十二年二月に行はれました。

四十三年一月には養徳院の章程が出来、同月天理教婦人會が創立せられました。八月には教會組合規程が廢されて、教務支廳規程が設けられ、十一月には海外布教規程が發布されるなど、新施設が續々現れました。

本席の豫言の如くに、此の年五月に假神殿の斧始式が舉行せられました。然るに前管長が

其の四月より病氣に罹られましたので、松村氏が事務を處理せられ、翌四十四年假神殿へ、大神様の遷座式が行はれました。

此の年六月朝鮮布教管理所が設立され、九月には天理教校の校舎が鐘子山に新築せられました。前管長の病氣が快癒しましたので、同月本復奉謝祭を行ひ、翌月假神殿建築の起工式を挙げられました。

明治四十五年に入つて、神殿の巨材が澤山地場に到着いたしました。然るに此の年先帝崩御遊ばされまして、大正と改元せられましたが其の十一月二十八日、神殿の上棟式が執行せられました。

大正二年八月、教祖殿の上棟式が行はれ、九月滿洲布教管理所規程が發布され、十一月滿洲布教管理所が新設せられました。此の年の十二月二十五日、假神殿は落成するに至つたのであります。

假神殿は總檜造の、雄大壯麗な大建築で、大和平野の一角に巍然として聳え、渡廊下に依つて、教祖殿、祖靈殿に連つてゐます。大正三年春四月、遷座式を行つて、落成奉告の一大祝祭を行ふ準備中、不幸國家再度の諒闇で、止むを得ず嚴肅に假遷座のみを行ひ、翌年四月其の奉告祭を執行せられました。

二、教祖四十年祭と海外進出

大正三年十二月最終の日、前管長は忽然として神に召されて歸幽せられました。併し嗣子正善殿が、父君の後をお繼ぎになり、山澤氏が管長職務攝行者となられまして翌大正四年四月、神殿新築奉告祭が、各方面の人々を招待して、盛大に執行せられました。

然るに六月二十六日、松村氏は獨立の件に關して嫌疑を受け奈良監獄の未決監に收容されたのであります。

そのうちに公判の結果嫌疑は霽れて、大正五年八月廿二日、奈良地方裁判所に於て無罪の判

決があり、更らに大阪控訴院に於いても又々無罪の判決がありましたので、同月二十五日一切の元職に復されました。

翌大正七年十月、青年會が創立され、翌年一月その發會式が行はれてから、活氣が本教に漲り初めました。尙同年四月婦人會總會に、天理女學校設立の議が發表せられますと、新氣運の動かうとするのが認めらるゝに至りました。殊に八月に行はれました青年會の講習は、更に此の感を深くさせ、九月から行はれました民力涵養の講演會は、本教の對外運動として効果がありました。

大正十年一月に至つて、本教々學の改善を圖つて、學校長の更迭を行ふと同時に、教廳内に教學部を設置し、教學の統一を圖り、三月には天理教財團法人の認可を得て、本教の經濟的基礎を確立し、四月からは天理教校の豫習科を中學に置いて、幼管長の教義的教育を初め、同月また天理女學校を開校するに至りました。

大正十年一月、春季大祭を期して、教祖四十年祭が提唱せられますと、教内一般に異常な感激を生じまして、活氣潑濶とした信仰に更生すると、もに、教學は勃興を來し、大正十一年春三月、本教未曾有の、教會長講習會が開催されますと、倍加運動の聲は一段高く、全教は舉つて四十年祭の爲めに、懸命の活動をなしたのであります。

其結果教勢頓に進展し、更に四十年祭を一轉機として海外に進出するため、其機關として、同十四年には天理外國語學校を設立しました。其年四月現管長が成年に達せられましたので、同月二十三日に朝野名士を招待して盛大に就職奉告祭を舉行せられ、八月二十六日には教廳職制が制定せられました。

翌十五年一月には十五、二十、二十五日の三回に亘つて教祖四十年祭執行せられましたが、全國よりの参拜者實に六十五萬を越え、我國の鐵道輸送に於て空前の記録を示し、社會の耳目を聳動せしめました。

斯のやうに旭日昇天の勢ひを以て發展した、本教の教勢は遠く海外にも及び、入信する者日を追ふて増加して來ましたので、昭和二年十一月二十七日海外傳道規程を制定し、教廳に海外傳道部を設け、海外に傳道廳を置く事になり、現に滿洲、天津、上海に三傳道廳開設と共に盛に活動して居ります。

かくて開教以來九十三年、年と共に目醒ましき進出をなし、今や六百萬の教信徒、一萬に近き教會、五萬餘の教師を擁し、内地は勿論、支那、南洋、北米等遠く海外に迄天啓の教を弘通し、教祖の理想を實現しつつ、ある道の發展の現況は實に世界宗教史上、特筆すべき事實であります。

第六章 天理教々勢

第一節 日本に於ける現勢力

昭和五年（西歷一九三〇年）末に於ける我國の總人口は概算數約六千四百萬人（正確には六四、四四七、七二四人）であります、其の六千四百萬人の中

神道	一七、二四四、〇〇〇人
佛道	四一、一四〇、〇〇〇人
キリスト教	三四一、〇〇〇人
會計	五八、七二五、〇〇〇人（昭和五年九月末現在）

でありますから、日本全人口六千四百萬人の中約五千九百萬人が右何れかの宗教に屬してゐるわけであります。然し教徒とは云ふものゝ、内心より歸依してゐる者もあれば、亦檀徒といふ丈けで、無宗教同様の人もありますから、一概に斯うと云へるものではありません。右の統計に依つて見ると、日本人の約三割が神道で、佛教は約七割、キリスト教は約〇・五パーセントであると云ふことが出来ます。

今左に昭和五年九月末に於ける神道各派の状況を統計に致しますれば

	教會數	教師數	信徒數
神道	六六三	五九〇〇〇	一、一九四、〇〇〇
黒住教	四八二	四、〇〇〇	五四〇、〇〇〇
修成教	三九三	七、〇〇〇	三九三、〇〇〇
大社教	一九四	四、〇〇〇	四、三六〇、〇〇〇
扶桑教	四二二	四、一〇〇	三八一、〇〇〇

大成教	二二七	三、〇〇〇	三八〇、〇〇〇
實行教	二二〇	六一、〇〇〇	六八五、〇〇〇
神習教	三二八	四、〇〇〇	七三八、〇〇〇
神獄教	七二七	七、〇〇〇	二、〇三一、〇〇〇
禊教	二四六	一五八、〇〇〇	一、一九八、〇〇〇
神理教	四一	二七、〇〇〇	三〇七、〇〇〇
金光教	九二七	六五、〇〇〇	六一八、〇〇〇
天理教	一〇、六一四	五八、四三三	四、二二九、〇〇〇
合計	一五、四六九	四六〇、七五八	一七、〇三四、〇〇〇

右の通りでありまして、我天理教信徒は全神道十三派の四分の一に當る大數を擁してゐます。信徒數に於て大社教の四百三十六萬人に比し稍見劣りしますが、大社教の立前上信徒算上方法が本教の如き實數であるかは一概に肯定出来ぬ次第であります。我天理教は一教師

に對し、七十三人の信徒、一教會を維持する信徒數約四百人であります。即ち健實なる教會組織が運用されてゐることを、如實に示すものであります。故に一つの教に於て一教師が一千人以上の信徒を導き一教會が二萬人の信徒を擁する平均となるが如きあらば迎ても手がまはりかねて弘道救生の實をあけることの至難であるのを知られるでせう。

この點に於て、佛教に於ては眞宗十派の寺院二萬檀徒の一千三百萬（正確にいへば一九・七〇五寺、一二、九三八、〇〇〇人）日蓮宗九派の寺院約五千、檀徒二百萬（正確にいへば五、〇二七寺、一、九九二、六〇〇人）の如きは一寺當り六百五十人、並に四百人でありまして共に大觀して健實な狀況にあることが首肯出来るのであります。（佛教各宗及キリスト教各宗の教勢表は本節尾に附録として掲げました）

要之我が天理教は本邦宗教界に於て一宗を單位としてみるときは眞宗及曹洞宗、及大社教に次ぐ信徒を擁し、寺院教會教に於ては眞宗及曹洞宗に次ぎ第三位を占めてゐます。

是を各宗各派を單位としての教勢を見ますに（昭和五年九月末現在、但し本教の分は五年末）

寺院又ハ教會數	檀徒又ハ信徒數
一、眞宗本願寺派	九、七六〇
二、曹洞宗	一四、二二〇
三、眞宗大谷派	八、四七九
四、大社教	一九四
五、天理教	九、八四四
	七、二六四、〇〇〇
	六、八七九、〇〇〇
	五、〇四九、〇〇〇
	四、三六〇、〇〇〇
	四、二二九、〇〇〇

右の通りであります。

本邦人口六千萬、宗派歸屬者五千八百七十二萬人に比し四百萬人は僅に六歩七厘並に七歩であつて一割にも及びませぬ。「道日本あらあ七十五年」が遅れること十九年、うつかりしてはなりません。

尤も泥海古記により九十九年といふ節はあと五年、かりに一信徒一人につき一年二人の人を

たすけするなら五年で十人の道が拓かれます。その中の日本人口六千七百萬としても餘勢朝鮮人口の半數一千萬人に神の慈しみを擴げられることになります。めい／＼信者諸子の努力によりより外ありません。

(第一節附録)

佛教各宗教勢表 (昭和五年九月末現在)

宗教	寺院數	檀徒數	信徒數
天台宗	三派	四、五一一	九一八、八〇〇
古義真言宗	四派	四、四九七	一、六五五、〇〇〇
眞言宗	五派	一、四五九	一〇五、三〇〇
新義真言宗	二派	六、〇五二	二、一二三、〇〇〇
眞言律宗		六〇	三、三〇九、〇〇〇
法相宗		四一	八、七〇〇
律宗		一五	一、一〇〇
			六、三〇〇
			二七、〇〇〇

華嚴宗	二七	二〇〇	二二、〇〇〇
淨土宗	四派	八、三二四	三、二八七、〇〇〇
臨濟宗	十四派	五、九七七	一、七六一、九〇〇
曹洞宗		一四、二二〇	六、五六二、〇〇〇
黃檗宗		五、二二三	四〇、〇〇〇
日蓮宗	九派	五、〇二七	一、九九二、六〇〇
時宗		四九一	二一六、〇〇〇
融通念佛宗		三五七	一三〇、〇〇〇
眞宗	十派	一九、七〇五	一、九三八、〇〇〇
計		七一、二七七	三、七四五、九〇〇
計			九、三九四、二〇〇
キリスト教	外人宣教師	邦人宣教師	信徒
二十三派	六三五	一、七五三	二五八、三〇〇
同無所屬	三五	八五	八三、〇〇〇
計	六七〇	一、八三八	三四一、三〇〇

第二節 天理教會の分布と發達

神典にして聖歌たる「みかぐら歌」に「どうでも信心するならば講を結ほやないかいな」と仰せられてあります。之が講社即ち教會の源泉であります。それで教會の創始期には何々講といふ職をたて、各地方の一團の信徒がお祭に參すべく或は農閑期を利用して大和地場へ歸參したのであります。

勿論九十四年前には本教の創立者たる御教祖一人より外信者がなかつた筈であります。それより五十年後明治二十年教祖御昇天の時には教會の前身たる各講が幾多組織せられてゐました。教祖の直弟子が各所よりあつまり各々の足場・地盤を辿りて布教して結成せられた信徒團であります。これが今日の主として大教會の元體であると申して大過ないわけであります。

昭和五年末現在の統計によれば九、八四四ヶ所の教會を算へます。尙新設、出願中等の分

を加へますと、昭和五年末にては一萬六百十四ヶ所を數へます。而して五年中の新設數は百十九ヶ所であり、左に統計表を示しませう。

教會數地方別及系統別統計表

教務支廳別	縣別	教會數 (俱地認可ノ分ヲ含ク)	教會別	教會數	地認可
奈良教務支廳	奈良縣	三七一	本部直屬	六三三	—
北海道教務支廳	北海道	六二七	郡山	四八六	三九
同	樺太	四一	兵神	三八三	二一
東京教務支廳	東京府	八二五	山名	三七五	四
大阪教務支廳	大阪府	一〇九四	船場	一一七	—
京都教務支廳	京都府	三三二	河原町	五〇一	一三
兵庫教務支廳	兵庫縣	九〇三	撫養	三五一	一九
和歌山教務支廳	和歌山縣	三六一	東大	三七三	二六
福岡教務支廳	福岡縣	三二〇	敷島大	六〇三	九三

山梨	岐阜	富山	石川	福井	大分	鳥取	島根	愛媛	鹿兒島	宮崎	長崎	熊本	山口	廣島
教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳
山梨縣	岐阜縣	富山縣	石川縣	福井縣	大分縣	鳥取縣	島根縣	愛媛縣	鹿兒島縣	宮崎縣	長崎縣	熊本縣	山口縣	廣島縣
一六三	一七七	二二五	四二二	六六六	九九九	八五八	六九九	二一〇	九三三	七四四	一四三	八三三	一八六	二二三
梅谷	日和佐	趣町	旭日	豐岡	平安	飾東	八木	名東	奈良	生野	治道	御津	大津	城法
分	分	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
四七	一七	八二	四八	七三	四八	一二二	一五五	一五三	四三三	八五五	三七七	七七二	七五五	五八
三	二	七	二	三	一	六	八	二	六	二	三	八	三	六

岡山	三重	新潟	栃木	茨城	千葉	埼玉	神奈川	長野	静岡	愛知	滋賀	徳島	群馬	福岡
教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳
岡山縣	三重縣	新潟縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣	埼玉縣	神奈川縣	長野縣	静岡縣	愛知縣	滋賀縣	徳島縣	群馬縣	福岡縣
一七三	三一九	一七八	一三四	一六四	一七七	三〇五	九七	二二六	二四四	四〇五	九四	二六二	二二四	二六
島ヶ原	堺	櫻井	中和	名京	中河	水口	甲賀	湖北	高知	芦津	南海	高安	日本橋	大
中	中	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
一二三	八〇	九七	一六〇	四四四	二六五	三四四	八〇九	三八六	一八〇	三八七	三五五	四二一	七七七	三〇〇
六	一	八	一	九	四	二	七	五	二	八	一	七	二	五

教會の分布は右表にて御覽のとほり日本全土、殖民地（朝鮮、滿洲、臺灣、樺太、南洋）の外支那、南洋、北米、加奈陀、南米、北滿、沿海州、フィリッピンにまで染手しております。教會として名實ともに、創始せられたのは教祖御昇天の翌年明治廿一年の二ヶ所でありました。明治三十一年には一、六四五ヶ所に激増し、明治四十一年には二、七六一ヶ所を算し、大

計						
一〇、六一四						
	滿洲教會	天元宣	浪華宣	江戸宣	大分市支	豐繁支
		二	四	八	一	一
九、八四四						
七七〇						

福島	山形	秋田	青森	岩手	宮城	高知	香川	佐賀	沖繩	朝鮮	滿洲	上海	天津	其他
教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	教務支廳	布教管理所	傳道廳	津海	外	
福島縣	山形縣	秋田縣	青森縣	岩手縣	宮城縣	高知縣	香川縣	佐賀縣	沖繩縣	朝鮮	滿洲			
一一〇	五五	八八	九八	五六	九〇	九四	〇五	七八	二九	二〇	四五	四一	八一	一八
南紀	西江	大津	宇佐	中津	新湊	肥長	岡山	府内	泉之郷	上之郷	田原	和爾	上町	琵琶
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
二九	二九	三一	三〇	二七	三五	四六	五四	七〇	一〇	一八	九	五	六	八
二	三	四	一	二	一	四	五	四	一	一	一	一	一	三

連發と布分の會數

明治三九年	六九	二、六四五	大正九年	一四五	四、九二二
明治四〇年	五〇	二、七〇四	大正一〇年	二一九	五、一四一
明治四一年	五七	二、七六一	大正一一年	六〇二	五、七四三
明治四二年	六五〇	三、四一一	大正一二年	七六一	六、五〇四
明治四三年	二一〇	三、六二一	大正一三年	一、〇九五	七、五九九
明治四四年	一九一	三、八二二	大正一四年	二、一八七	九、七八六
明治四五年	一六八	三、九八〇	大正一五年	四八九	一〇、二七五
大正二年	一五一	四、一三一	昭和二年	九八	一〇、三七三
大正三年	一〇三	四、二三四	昭和三年	五七	一〇、四三〇
大正四年	一〇五	四、三三九	昭和四年	一三一	一〇、四九五
大正五年	八九	四、四二八	昭和五年	一一九	一〇、六一四
大正六年	一〇六	四、五三四	合計	一〇、六一四	
大正七年	一〇六	四、六四〇			
大正八年	一三七	四、七七七			

勢々教理天

正七年には四・六四〇ヶ所となり、それから十年目の昭和三年には一〇・四三〇ヶ所となり、昭和五年には一〇・六一四ヶ所となつてゐます。

年次別教會設置數

年次	所數	年次累計	年次	所數	年次累計
明治二一年	二	二	明治三〇年	二二二	一、五一三
明治二二年	五	七	明治三一年	一三三	一、六四五
明治二三年	一	一八	明治三二年	一三五	一、七八〇
明治二四年	一四	三二	明治三三年	二四四	二、〇二四
明治二五年	一四三	一七五	明治三四年	二二三	二、二四七
明治二六年	九〇	二六五	明治三五年	一一四	二、三六一
明治二七年	二〇七	四七二	明治三六年	一一七	二、四七八
明治二八年	三五七	八二九	明治三七年	四五	二、五二三
明治二九年	四六三	一二九二	明治三八年	六二	二、五八五

第三節 天理教信徒の膨張

天理教信徒の膨張は大觀して、教會數の増加が教師・准教師（教徒と公稱するもの、信仰の念深く教義の全班的修練たる「別席」を選び違けたるものなれど、未だ祭典祭祀等の訓練を磨す教師の資格に達せざるもの）數の増加に従ふものと見て差支へないのであります。

左に教師、教徒、信徒數の教會別及地方別統計を示さん。

系統別	種別	教師數	教信徒數	地方別	種別	教徒數	信徒數
本部直屬	本山	二二三	一元	奈良縣	二二、一四〇	一三九、九七七	
	郡山	三、二二七	二九、八二二	北海道	六、八三二	二六一、七七七	
	兵名	二、五九〇	一六八、一五三	樺太	一〇	一一、五〇九	
	山名	一、四七二	一六四、四八三	東京府	一五、三二四	三四七、三五四	
	船場大	七五二	四九、九一〇	大阪府	二七、七七三	三八、〇一六	

河原町大	三、一六九	二二、一九〇	京都府	六、七三〇	一三一、四三九
撫養大	一、八六八	一五、一五一	兵庫縣	一七、一九〇	三四七、〇〇九
東島大	一、六九四	一六五、六二八	和歌山縣	六、一四四	二八、一四七
敷島大	三、六三四	一五九、三九〇	福岡縣	六、一八一	二二、八三二
日本橋大	一、三八四	一三一、八五二	臺灣	三五二	八、六二六
高安大	六、三〇〇	二六六、九〇九	群馬縣	二、五五二	八五、四八四
南海大	二、〇七九	一八六、八九八	德島縣	五、四一三	一〇一、〇七八
芦津大	二、六五三	一五、八九三	滋賀縣	三、一〇八	三三、九四七
高知大	三、二九一	一七〇、九六一	愛知縣	五、九三三	一五三、八九三
湖北大	八六九	七七、五八四	靜岡縣	四、七五八	九五、五四七
湖東大	二、七九八	一六八、五三九	長野縣	二、七〇二	八六、四〇八
甲賀大	三、七六八	三五四、五四九	神奈川縣	二、七八一	七五、七九三
水口大	一、五七〇	一五三、二七八	埼玉縣	五、四三二	二七、七六八
中河大	一、四七九	二二、八七五	千葉縣	三、二二三	七六、六六六
名京大	二、五二三	一八八、六三二	茨城縣	二、二四	六八、四七四

旭日中	豐岡中	平安中	飾東中	八木中	名東中	奈良中	生野中	治道中	御津中	大縣中	城法中	島ヶ原中	堺井大	櫻井大	中和大	
四三五	四三九	二二〇	九八八	三〇四	八八	一八一	四三八	二八〇	二七二	四〇四	四八六	五三五	一六九	五六〇	九三八	
一三、八八	七、六〇七	二二、四七三	二二、五六五	一三、〇四九	一三、四二七	一三、八三八	一三、三三一	一五、七三〇	一〇、九九九	一四、〇九七	三二、一七三	四、四九四	八、四九五	二、二一六	二、六二八	六九、四〇三
石川縣	富山縣	岐阜縣	山梨縣	福島縣	山形縣	秋田縣	青森縣	岩手縣	宮城縣	高知縣	香川縣	佐賀縣	沖繩縣	朝鮮		
八九八	三九六	三、五六〇	一、〇四六	一、八八四	九一五	一、六八八	一、八九一	八九三	一、四七五	二、三三七	二、五六六	一、五三七	一、六五二	二、八五二		
一五、一五九	一〇、八八八	七〇、六九	二二、一六六	四四、五六〇	一六、四七七	三二、七七	三九、四三二	一四、六〇五	三八、三〇三	三三、四九七	三九、六六五	一四、五九四	三、七二二	三六、〇四二		

豐岡中	平安中	飾東中	八木中	名東中	奈良中	生野中	治道中	御津中	大縣中	城法中	島ヶ原中	堺井大	櫻井大	中和大
四三九	二二〇	九八八	三〇四	八八	一八一	四三八	二八〇	二七二	四〇四	四八六	五三五	一六九	五六〇	九三八
三三、六六四	二二、〇七三	五二、七二三	二四、五八一	六八、〇五五	一九、六三七	三八、〇六七	一六、六二五	二九、九八八	三〇、九四	一五、五六三	五四、五六四	三六、一三三	四二、九五五	六九、四〇三
福井縣	大分縣	鳥取縣	島根縣	愛媛縣	鹿兒島縣	宮崎縣	長崎縣	熊本縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	三重縣	新潟縣	栃木縣
一、六四一	一、九〇五	一、一五九	一、一六一	四、一五四	一、四〇二	九九七	二、六五二	一、九三八	四、二三四	三、八三八	三、四六三	五、七五五	二、六二八	二、二一六
二五、八三一	三九、二九六	三五、〇七八	三〇、三三四	八四、八五〇	三二、一五二	一〇、一〇〇	五七、四一〇	三〇、五一七	七四、三三三	八一、五九六	六二、六九二	七七、三六四	七〇、四五二	五五、五六七

三一	六五八、〇〇〇
三二	七一〇、〇〇〇
三三	八一〇、〇〇〇
三四	八九九、〇〇〇
三五	九四四、〇〇〇
三六	九九一、〇〇〇
三七	一、一六九、〇〇〇
三八	一、一九四、〇〇〇
三九	一、二二二、〇〇〇
四〇	一、二四二、〇〇〇
四一	一、二六四、〇〇〇
四二	一、三六四、〇〇〇
四三	一、四四八、〇〇〇
四四	一、五二五、〇〇〇

立教八〇年

四五	一、五九二、〇〇〇
大正 二	一、六五二、〇〇〇
三	一、六九四、〇〇〇
四	一、七三六、〇〇〇
五	一、七七一、〇〇〇
六	一、八一四、〇〇〇
七	一、八五六、〇〇〇
八	一、九一一、〇〇〇
九	一、九六九、〇〇〇
一〇	二、〇五六、〇〇〇
一一	二、二七七、〇〇〇
一二	二、五四五、〇〇〇
一三	二、九一四、〇〇〇
一四	三、六一〇、〇〇〇

立教七〇年

一五	三、七九七、〇〇〇
昭和 二	三、八〇二、〇〇〇
三	四、〇九三、〇〇〇

昭和 四	四、一六二、〇〇〇
五	四、二二九、〇〇〇
六

現在の教勢は信者の絶対数のみでは決定するわけには行きません。その地方の人々の多寡による割合を調べねばなりません。次の表は之を示してあります。之によると一割以上の信者数を持つてゐる地方は

奈良縣、北海道、大阪府、兵庫縣、和歌山縣、徳島縣、南洋パラオ島

七分五厘以上のものは

東京府、京都府、群馬縣、愛媛縣、鳥取縣

五歩以上のものは

福岡縣、滋賀縣、愛知縣、長野縣、神奈川縣、千葉縣、茨城縣、三重縣、廣島縣、山口

信徒の膨脹

埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 三重

玉葉 京葉 川湯 山山 川井 梨野 阜野 岡知 重

一、四五九、一六八	一、四七〇、〇九九	五、四〇八、二六二	一、六一九、五八四	一、九三三、三一二	七七八、九六三	七五六、八三七	六一八、一四一	六三一、〇三七	一、七一七、〇九七	一、一七八、三六六	一、七九七、七七八	二、五六七、三九八	一、一五七、四〇四
一二七、七六八	七六、六六六	三四七、三五四	七五、七九三	七〇、四五二	一〇、八二八	一五、二五九	二五、八三一	二二、一六六	八六、四〇八	七〇、六二九	九五、五四七	一五三、八九三	七七、三六四
九・二	五・四	七・六	五・三	三・八	一・四	二・〇	三・九	三・七	五・二	六・一	五・七	六・六	六・八

天理教々々

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 群馬

道森 手城 田形 島城 木馬

二、八一三、三四二	八七九、八一四	九七五、七五一	一、一四二、六九七	九八七、七〇二	一、〇八〇、〇三七	一、五〇八、一二二	一、四八七、〇五七	一、一四一、六三六	一、一八六、〇五八
二六一、七七七	三九、四三一	二四、六〇五	三八、三〇三	三、七二七	一六、四七七	四四、五六〇	六八、四七四	五五、五六七	八五、四八四
一〇・三	四・九	二・七	三・六	三・二	一・六	三・一	四・九	五・一	七・七

縣、長崎縣、栃木縣、岡山縣、青森縣、高知縣、香川縣、岐阜縣、静岡縣

各地總人口と信者との比率表

總人口 (昭和五年十月一日現在) 信者數 百分率

信徒の膨脹

高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 沖 朝 臺 樺 滿 其
知 岡 賀 崎 本 分 崎 島 繩 鮮 灣 太 洲 他

兒

七二八、一五七	二、五二七、〇七九	一、三三三、八一二	一、三三三、九〇八	九四五、七五一	七六〇、四五〇	一、五五六、六七四	五七七、五〇八	二一、〇五七、九六九	四、五九四、一六一	二五九、一八七	一、三二七、九七一	六九、六二七 <small>(南洋ノミ)</small>
三三、四九七	一一一、八三二	二四、五九四	五七、四一〇	三〇、五一七	三九、二九六	二〇、一〇〇	三一、二五二	三六、〇四一	八、六一六	一一、五〇九	一〇、二八〇	六、三三〇
四・七	五・二	四・五	四・八	二・四	四・二	二・九	二・一	四・四	〇・七	六・〇	四・二	

天理教の勢

滋 京 大 兵 奈 和 鳥 島 岡 廣 山 德 香 愛
賀 都 阪 庫 良 山 取 根 山 島 口 島 川 媛

歌

六九一、六三一	一、五五二、八一三	三、五三九、九八九	二、六四六、〇五〇	五九六、二二二	八三〇、七三四	四八九、二六九	七三九、四七三	一、二八三、九三五	一、六九二、〇五三	一、一三五、六三七	七一五、五三四	七三二、八一八	一、一四三、一一三
三三、九四七	一三一、四三九	三八二、〇一六	三四七、〇〇九	一三九、九一七	一二八、一四七	三五、〇七八	三〇、二三四	六二、六九二	八一、五九六	七四、三三三	一〇一、〇七八	三九、六六五	八四、八五〇
五・〇	九・〇	一・二	一・四	一・三	一・六	七・四	四・一	四・九	五・〇	六・六	一・四	五・四	七・六

合計 九一、七九二、六三九 四、〇一九、三八九

右表によつて本教發展の餘地が随分あることを知られるでせう。殖民地は勿論日本内地でもまだ手薄な地方が少くありません。(巻末の圖表を御参照下さい)

第七章 天理教々務執行の組織及團體

第一節 天理教々廳

所在地 奈良縣山邊郡丹波市町三島天理教會本部内

本教々務に關する一切の事務を統轄し、東京市外巢鴨町染井八七五東京教務支廳内にその出張所を置いてある。因みに各地方(縣別)には教務支廳を設置して本教々務を分掌せしめてゐる。教廳職員には次の如きものがある。

幹事長
幹事
幹事

録事

幹事長は管長を補佐し、職務を参判し、管長に欠員若くは事故ある時は主務大臣の認可を得て其の職掌を代理するものであり、幹事は各部の長となつて事務を掌理し、録事は其の事務を分掌するものである。而して本教務を統一處理するため本廳内には左の各部が置かれてある。

總務部	教育部	海外傳道部	會計監理部	會團部	財政學部	教理部	經理部	庶務部
-----	-----	-------	-------	-----	------	-----	-----	-----

之は昭和五年十二月二十七日附を以つて、主務大臣より認可された。新たなる職制規定による配列である。その改正された要點は、元の庶務部内の内事及外事兩課が獨立して夫々教務部及庶務部となり、總務部内に調査課が新設されたこと、各部の配列の順が移動したこと、の三點である。

次に各部の概要を説明してみよう。

第一款	總務部	中山玉惠
總務部長	若干名	
書記員	若干名	
調査課員	若干名	

總務部長は幹事長之に當り、總務部員として管長の特命に依る教師十人以上並に各部長及書記長一名と書記若干名とが置かれてあり、總務部長は部内の事務を總括し、此の部長事故

ある時は管長の指定せる部員之を代理す。書記長は文書を管掌し、總務部内の庶務を監理し、書記は庶務に従事する、而して總務部に於ては左の事務を掌つてゐる。

- 一、教師職員の命免及進退に關する事項
- 二、賞罰に關する事項
- 三、教會の廢置分合移轉及陞格に關する事項
- 四、規程の制定變更に關する事項
- 五、達及諭達の發布に關する事項
- 六、祭典執行に關する事項
- 七、教廳出張所に關する事項
- 八、教務支廳布教管理所及海外傳道廳に關する事項
- 九、天理教婦人會及天教理青年會は關する事項
- 十、養徳院及托兒所に關する事項
- 十一、巡回講師及教務監督に關する事項
- 十二、講習會開催に關する事項

- 十三、天災地變に際し教内教外に對する救護に關する事項
 - 十四、豫算決算案に關する事項
 - 十五、官廳に對する事項
 - 十六、他教派及教外に對する事項
 - 十七、印刷所に關する事項
 - 十八、他の部課に屬せざる事項
- 而して總務部長は教務につき總務部員の合議を求め案を具して管長に提出し、裁決を請ふ事を要し、右の第一乃至十一、十四と豫算外支出及以外の重要事項等は部長は管長の裁決を請ふ事を要す、教務の責任に就ては部長及部員は連帶して其の責に任ずるものである。
- 次に調査課に於ては管長の特命による各種事項を調査し、其の報告に關する事務を掌る特務機關である。

部 長 第二 款 教 務 部 春 野 喜 市

文書課長	佐治正嗣
地方課長	同
部員	若干名

教務部は海外傳道部に對して國內の布教傳道に關する事務を掌る所であつて、文書課と地方課との二課に別けられ、從來の内事課で處理されてゐた事務は、文書課で行はれ、新設の地方課では、國內の布教傳道の調査、統一及び聯絡等に關する事務を掌るのである。

- 文書課に於ては左の事務を掌る。
- 一、一般教會及教師より管長又は教廳に提出する願届書等の受理調査進達に關する事務
 - 二、管長又は教廳より一般教會及教師に對傳して達する文書に關する事務
 - 三、一般教會及教師信徒よりの特別請願に關する事務
 - 四、教廳印の保管及重要書類の編纂保存並に諸統計に關する事務
 - 五、教師檢定試験に關する事務
- 地方課に於ては左の事務を掌る。

- 一、國內傳道の調査、統制及聯絡に關する事務
- 二、教會並に教務支廳の教務の聯絡及統制に關する事務
- 三、教務支廳主事並に地方委員等の人事に關する事務

第三款 海外傳道部

本教を海外に宣布する一切の教務及事務を掌り、第一課第二課の別あり。

部員	若干名
第一課長	中山爲信
第二課長	山澤爲次
部員	土佐敏一

而して第一課は外國事情調査、教義の翻譯、移植民等に關する事務を取扱ひ、第二課に於ては傳道補助金、渡航費、傳道廳管轄外の事務及其他の教務及事務を取扱つてゐる。

第四款 會計部

會計部には二課あつて収入部と支出部とする。

- 部 長 山 澤 爲 造
- 收入課長 山 中 忠 藏
- 支出課長 西 浦 三 治 郎
- 部 員 一 名

而して部長は一般教會の會計を監督してゐるが、収入課にては教費金、幣帛料及寄附金、教會本部の收入、道友社出版部の收入支出に關する事務及豫算決算と毎月末に於ける收入報告等に關する事務を掌つてゐる。

支出課に於ては、金員支出、炊事場、豫算決算、毎月末に於ける支出報告等に關する事務を掌つてゐる。

第五款 財團監理部

本教會所有財産の管理方法並に事務の連絡を圖る所であつて、第一課、第二課の二課に

分れてゐる。

- 部 長 梶 本 宗 太 郎
- 副 部 長 梶 井 安 松
- 第一課長 松 村 義 孝
- 第二課長 宮 森 與 彦
- 部 員 若 干 名

而して第一課に於ては教會本部所有財産の監理及所有家屋耕地及墓地に關する事務を、第二課に於ては一般教會所有財産の監理及電氣電話に關する事務を掌つてゐる。

第六款 教學部

教學部にては本教會の施設經營を掌つて居り、第一課、第二課に分れてゐる。

- 部 長 上 原 義 彦
- 第一課長 藤 橋 一 春
- 第二課長 中 臺 赤 太 郎

而して第一課に於ては諸種の學校及圖書館の施設經營に關する事務を掌つて居り、第二課に於ては教義講習所講習會其他本教々學部の施設經營事務と、道友社編輯部及一般教會及教師の發行する著書及新聞雜誌等の調査檢閱事務等を掌つて居る。

第七款

- 部 長 經理部
- 副 部 長 板倉 槌三郎
- 用度課長 喜多 秀太郎
- 營繕課長 中山 慶太郎
- 部 員 村田 勇吉
- 部 員 若 干 名

經理部には用度課及營繕課とあつて、用度課にては器具調度の整理保管及び物品の購入及拂下に關する事務を扱ひ、營繕課にては建築修繕、器具調度の製作修繕及び消防夜警等に關する

事務を取扱つてゐる。

第八款

- 部 長 庶務部
- 副 部 長 飯 降 政 甚
- 社會課長兼外事課長 同 諸 井 慶 五 郎
- 部 員 若 干 名

庶務部は従來のそれとは全く其の内容を一變し、社會課と外事課とに別けられてゐるが、何れも教外を對象とした部署である。社會課に在つては次の如き事務を掌る。

- 一、社會事情の調査に關する事務
 - 二、教外に對し文書圖書映畫其他本部の宣傳紹介に關する事務
 - 三、社會事業並に社會教化事業に關する事務
- 外事課においては左の事務を掌る。
- 一、教外者に對する交渉並に應接に關する事務

二、他の部課に属せざる教内事務以外の事務

第二節 天理教々務支廳

本教々廳の事務を分掌せしむるため各地方に設置せられたるものに教務支廳なるものあり、其の職員には左の如きものである。

支廳長	一	人
主事長	一	人
主事	若干	人
書記	若干	人

而して支廳長は六級以上の教師中より管長之を命ずるもので主事長及主事は支廳長の推薦に依り管長之を命じ、書記は支廳長之を命ずる事になつてゐる。支廳所管内の事務を綜理する者は其の支廳長にして、同時に其の責任を負ふものである。

教務支廳の執るべき事務は大體次の如きものである。

- 一、教廳發布の命令を所管内の各教會に傳達すること
 - 二、所管内の教會より管長に申上すべき諸文書を調査進達する事
 - 三、所管内の教會に於ける宣教の方法及事務取扱の方法を一定すること
 - 四、所管内の教會所屬の風紀を保持する事
 - 五、管長よりの教務上若くは事務上の事項に就き諮問ある時は意見を開申すること
 - 六、所管内の教會を監督する事
 - 七、所管内の教會に於て他の一方に對し紛議を生じたる時之を和解する事
- 而して主事長は教務支廳の事務を整理し、支廳長に事故ありたる場合は之を代理する事を得るものである。主事は其の事務を分掌し、書記は庶務に従事す。

支廳長は必要ある場合は各教會長を召集し諮問する事を得、而して支廳の經費は教廳の經費を以つて支辯するものとしてゐる。

第三節 天理教婦人會

創立

明治四十三年一月二十八日

會長

中山玉惠

朝鮮出張所創立

昭和四年十月八日

滿洲出張所創立

昭和四年十月十七日

上海出張所創立

昭和五年四月三十日

天津出張所創立

同

創立の沿革

明治三十年の頃であつた。當時の教長夫人現管長母堂が發意せられて本部内に婦人會の創設を計畫せられた處役員の婦人達はみなそれに賛同して、毎月一定の場所に會合し、各自の信念の涵養と女性としての修養及訓練に餘念なく努力して居つたのであつた。處が翌三十一年

の三月十五日、ある事情のため、神意を仰がれた際、突如として「婦人會として始めかけ、これ人間が始めかけたのやない」といふ神意が顯現されたのである。茲に於いてみなものは前に創設されてゐた婦人會は即ち教長夫人といふ一個の人間の發意ではなく、それには深い神の思召があつて神はそれを教長夫人の口を通じて企圖せられたものであるといふ自覺を得たのである。つゞいて「婦人會といふ何のためにするのや、義理でするのやない」又人間體裁でするのやない、又世上に對してするのやない、婦人會といふ道始めて互々さとしあひの道おさめてくれ」と神言が降された。そこで今まで極く小規模に開いてゐた婦人會をその儘現行して置くことは神意を完うする所以でないといふ處から、稍々規則立つた大規模の婦人會を組織することに成り、また各直轄教會や部屬教會などでも各々婦人會を組織して大なる神の意圖に關與すべく各自その修養と訓練とに寧日奔命してゐたのであるが、斯くの如く本教が日に日をついで盛大になるにつれて各所に各色の婦人會が獨立的に組織せられて來るといふことはすべての

點に於いて不便であり且つ不自然であらねばならない、自然何かの下に一大統一を斷行せられなければならぬといふことは衆目のひとしく睹る處であつたが、明治四十一年本教が一派獨立を完成し得た事は本教々内のあらゆる方面に主觀的な一大轉換を齎しその翌々年明治四十三年婦人會も茲に宿年の希望であつた統一を斷行することとなつたのである。まづ一日の大祭を期して各直轄教會長夫人の集合を促し、その席上これについての協議を開き、一同賛同の下に一月二十七日付を以て天理教婦人會設立の申請を教廳に提出し、翌二十八日認可の指令を接授した。そこで直ちに當時管長夫人を會長に仰ぎ、理事常議員の選定をなし、各支部長委員長を任命して、茲に尤大なる組織の下に天理教婦人會は創立せられたのである。

創立後の経過及事業

爾來會員の申込は多數を極め、同年九月には早くも三萬に滿ち逐年増加して現在既にその數廿二萬にも達してゐる。その間、毎年一回總會を開き、式後婦人の大講演を開催して居るが

今年其第十七回の總會を開くまで集るもの平均、萬數千を下らず、優に我國婦人集合の新記録を作つてをるのみならず、その講演の如きも熱と力とに於いて確に他の婦人講演に見られざる偉觀である。加之、婦人會本部にては毎年全國に巡回講演を企て、本部より役員數名の團體を幾組となく派遣して各地婦人の奮勵を促し、先年の如き婦人の身にして遠く朝鮮臺灣にまで蕩入して、婦人界のため將また宗教界のため大なる意氣と面目とを發揚して居るのは、蓋し教界稀に觀る雄圖であるであらう。此の如くして我天理教婦人會は勇しき活動を續けて本教のため且又世界人類のため貢献する處寡くないが、更に先年その規則に多少の變更を加へて幹事數名を選定し更に大なる發展と意義とをあらしむべく豫期してをる。その事業としては天理教養徳院の維持經營を負擔せしことあり、殊に御大典記念事業として、及び創立十周年の記念事業として女學校の建設を劃せしも、寧ろこれが設置を擧げて本部に一任することの順當なるを思ひ、建築費及び經常費は本會之を負擔するを條件として、その經營方を本部に願ふことに

なつたのである。猶その他大正三年日獨戦争、大正七年八月西比利亞出兵及び大正八年三月奈良聯隊の西比利亞派遣の際の如きは常に莫大の慰問袋を寄贈したり、家族慰問を企てたりして帝國軍人の士氣鼓舞に努め、ために金盃賞状等下賜せられたる事夥しく、その他或は天災地變に際して罹災者の救恤費を寄贈するなど、國家社會のために貢献して居るところ甚大である。なほこれを對内的に觀れば、教會本部の事業を翼賛して毎年多額の普請費を献納したり大正二年單獨布教師に巨額の資金を補助したりするなど、その活動及貢献は枚擧に遑のない程である。

大正十四年の一月、管長就任記念事業として、天理託兒所及び天理幼稚園の設立を意圖し託兒所は二月より幼稚園は四月より實施開設するに至つた。勿論早急のことゝてバラック建築なりしも其後園舎建築に着手し幼稚園は大正十五年十二月、託兒所は昭和二年二月竣工した。傍ら毎年三月に全國に巡迴講演會を開催してゐる本會は、大正十五年御地場に於て三月二

十八、九の兩日に亘つて、各委員部支部員を召集しての大講習會をするところがあつた。而して昭和三年には青年會と聯合して御大典記念の天理教地方大會を東京、大阪、京都を初め重要都市に於て開催し、大に教化宣傳に盡す所があつた。

毎年四月に行はるゝ總會は昨年（昭和五年）第十八回を數へ本年は十九回目であるが、其の回を追ふ毎に、益々盛大なるは嬉しい。殊に昭和四年は創立二十周年を迎へ盛大なる婦人會總會と其の祝賀の宴が催された。

昭和四年夏から秋にかけて朝鮮、滿洲、臺灣各方面へ巡回講師を派遣し、各地に於て有益なる講演を試み、大なる効果を收めてゐる。殊に夏は會長様の朝鮮滿洲の御視察ありたることは特記すべき事である。因みに朝鮮及滿洲婦人會委員部は昨年秋より、天理教婦人會朝鮮及滿洲出張所といふことになり、夫々其の役員が置かれることゝなつた。更に昭和五年四月三十日には天津及上海兩出張所創立せられ、五十年祭及び立教百年祭提唱の第一年を迎

へて其の活躍の基礎が固められたのである。

第四節 天理教青年會

創立	大正七年十月二十五日
會長	中山正善
滿洲出張所創立	昭和四年十二月六日
上海出張所創立	同
天津出張所創立	同

創立の沿革

すべての事は成る日に成るにあらすして多くの基礎と長らくの年限とを費しての後始めて成就するが如く、天理教青年會の創立に際しても夫れに至るまで相當の根柢と経路とがなければならぬ。茲に於いて先づその前身の經歷にまで溯つて考へなければならぬのである。即ち、

天理教青年會の前身である本部青年會の創立せられたのは明治三十一年六月のことであつた。當時本部在勤の青年達が毎月一回定日に會合して専ら教理の研究と各自の信念の修養とをしたといふ目的の元に青年會設立の議を前管長に請願した。所が前管長は早速それをお許しになつて、更めて神様にお願ひをした處、尋ねる事情は十分聞取つて十分取ると其主旨に對してお許しになつたのであるが、會の持續についての困難を看取せられ、「少々でも固めること出来ん元々臺といふ、臺なしには働いてはならん、よう聞分け蕾の花を活けたらひと先は見られるなれど日がたてばほかしてしまふ、是れみんなの中話の臺といふ」といふお言葉をさげられた。そしてその發展策については「そこでほんの義理や體裁を以て治めてはなんにもならん。十分治めやうと思へばめんく心次第なんでもかでも力つくさにやならん心盡せば固りくる」と仰せられて將來青年會が創立せられた場合には、「實際固まれば一人萬人同じ心といふ」と、その確然たることを豫言せられたのである。そこで本部青年會は毎月例會を催して教理の研究や教

話の練習などを行ふて居つたのであるが、何時しかそれも流會勝ちにならうとしたが、漸く前管長の熱心なる指導と鞭撻とによつて纔かに生命をつなぐことになつたのである。斯くて十幾星霜の月日は徒らに過去つて大正七年九月八日の夜本部青年取締りである松村、梅谷、高井板倉の諸氏が青年一同を集めた上、青年會の發展と活動とについて大なる注意を促され、席上増野、喜多、中山の三氏にその世話役を命ぜられた。そこで如上の三氏の鳩首協議の上、天理教青年會創立の案を立て本部會員一同と協議の末、規程を作りそれを願書と共に教廳へ願出たのである。これが同年十月十九日であつて次いで同月二十五日その認可を接受した。そこで直ちに同廿六七日の青年大演會にその趣旨書を印刷して頒布し、廿八日直轄會長の參集を催して披露した。爾來數回に亘る協議の末、青年會長に山澤爲造氏を推薦することになり、管長職務執行者よりの認可を得、直ちに會長就任の上顧問の囑託及理事參事の任命並に分支會長の任命等が執り行はれた。かうしてこゝに多年の懸案であつた天理教青年會も無事

その設立を見るに至つたのである。

設立後の経過及事業

爾來會員の申込みは翕然として殺到し、翌大正八年一月には早くもその數二萬有餘になつたので同二十七日發會式を催し、ついで毎年十二月二十七日にその總會を開いてゐる。會するもの無慮一萬五千と註せらる。以來毎秋十月二十七日に總會を開催してゐる。そこで現在の状況をみるに、會員數は未だ創立滿八年を出ないのに既に二十二萬を突破し、また分會の設置せられたるもの二十四ヶ所、支會の設置に至つては一千有二十八ヶ所の多きに達して居るのである。その活動としては毎年各地に巡回講演を行ふてゐるばかりでなく大正九年の如きは内相の囑望によつて近來西洋より浸潤する諸思想により漸次悪化せんとしてゐる我國思想界を善導するがため全國各都市に向つて講師を派遣して民力涵養の大講演會を開催し、教外に向つて本教のため大なる氣力を示した。部下分支會よりの選出講師と本部役員とを一團とした數十組を全國

各地に派遣して、一齊に夏季傳道に従事したなどは、教界に於いてその例を餘り見られない勇舉であつた。その他毎年夏季に講習會を開催して、或は新進なる時事問題を捉へ或は深遠なる教義を究めて、天理教青年の信仰と智識との向上發展に資し、一面は國家社會のため一面は本教のため有爲なる青年の輩出に努力して居るなど實にその活動は目醒しいものである。

殊に先年來その事業の遂行に餘念なく一大會館の建設と一大圖書館を創立して、以て本教の事業たらしめんとし努力の結果一大會館は事業と共に既に完成、圖書館も既にその完成を見て、公開してゐる有様である。大正十四年その規定の一部を改訂して幹事三名、理事五名を新に任命して、他日の雄飛を期し、また各部下分支會に至るまで各々或は講習會に或は巡回講演に陽になり陰になりて大天理教のために活躍を續けてゐる。其の後本會は大正十三年五月には全國に巡回教師を出して、國民精神作興に關する詔書の趣旨の透徹を計るところがあつたが、八月になり其の秋の大會には本教管長を會長に奉戴するの議をなし之を管長に稟申

して快諾を得たるを以て、會員一同の歡喜は溢れて茲に更に會員倍加を期し新會長の厚誼に對へんとして、大飛躍をなすところがあつた。果して其の實績は擧つて、會員三倍加となるの盛況を示し、十月二十七日盛大なる新會長奉戴式を催した。その式上、海外布教の機途につき大いに宣揚され、聽てそれは大正十四年一月になつて天理外語學校設立と言ふ具體案として現れた、傍ら本會は更に天理教々廳印刷所の設立を計り、四月工を起し今や天理街道に鐵筋コンクリート造りの堂々たる構を示し、大正十四年十二月竣工と同時に、これを天理教々廳に献納し、教廳直營のものとなつたのである。次で外語敷地を袖之内に求めて校舎建築に着手し、大正十五年八月竣工、教廳に献納し教學部の所管となつた。昭和二年は本會創立十年に相當するを以て各府縣に記念大會を開催し、從來此種の會合はお地場に限られてゐたのを爰に新しく地方出進の機運をつくり、社會に對して大いに本教の眞價を示すに有効であつたが、更に昭和三年には御大典記念として婦人會と聯合の下に各重要都市に於て天理教地方大會を開催し

たが、各大会とも六、七萬少くとも八九千參集し社會の耳目を聳動せしめたのである。
 毎夏開催せらるる青年會講習會は、二千有餘の講習員を擁して益々信念の向上を計つて來たが、昭和四年には我國一流の學者、名士を聘して新智識の開發に努むる所があつた。昭和五年十月二十六日論達第五號を以て御教祖五十年祭及立教百平祭を提唱されてゐる翌日二十七日には緊張した第十二回總會が開催された。

斯くて本會は常に天理教の一大飛躍の先驅者として活動してゐるが、昭和四年には全國を四分し、其の一部（愛知、熊本、福岡、北海道、京都の各務教支廳管内）の巡回講演を試み、大いに其の實績を挙げ青年會朝鮮出張所主催の下に布教管理所に於て十月七日より三日間に亘り第一回教義講習會を開催し、續いて十四日は、婦人會朝鮮出張所と共に後援役となつて、天理教朝鮮大會を開催したのである。而して昭和五年七月（二十七、八、九）日には青年會第十回講習會を開き、特に管長様も講師として三時間に亘つて講演され益々會員の更生を促し、

其他課外として臺灣視察談及南洋視察談等あつて大いに意義あらしむる處があつた。

第八章 天理教内の事業

第一節 天理教校

所在地	奈良縣山邊郡丹波市町守目堂
敷地坪數	五、二二六坪
創立	明治三十三年四月一日
組織變更	明治四十一年二月四日
校長	中山正善
主任	春野喜市
職員數	教師二六名、本部講師五名、校醫二名、書記二名
卒業生總數	五八、六〇〇名
在校生數	一、六八九名(男女共)(昭和六年一月十五日現在)(四十五期生)

沿革 小史

茲に天理教校と云ふは、本教々信徒の子弟を教育せんがため、明治三十二年九月二十六日修業年限四ヶ年として奈良縣知事の認可を得たものである。即ち現天理中學校所在の場所に工事を起し、其の竣成する迄は假校舎にて翌年四月一日より授業を開始したのである。明治三十六年三月第一回卒業生を出してより爾來六回百三十九名を出してゐるのであるが、是等の卒業生には無試験檢定にて本教々師の資格を與へたので、直ちに實社會に出てお道の爲めに盡し、現に各地にあつて、或は教會長、或は又教會役員となつて社會人心の救済に力めてゐる。

斯くて教運の益々進展するにつれ、從來の如き方法にては到底社會の要求を充分に満足せしむること能はざると同時に、本教は更に一方に於て社會的公共事業として大いに貢献する所あらんとし、明治四十一年二月四日、時の内務大臣より認定を得て學則を變更し、内部を本科、別科の二つとし、本科は未だ實施されては居ないが、近き將來に於て其の實現を見ること、思

ふ。

扱て此の本科と云ふのは中等學校卒業以上の學力ある者を入學せしむるのであつて、専門學校に該當するものである。而して別科は本教々師養成の速成科とも云ふべきもので、四十一年當時は現天理中學校々舎の一部を充用して居つたのであるが、年々入學志望者の増加するにつれ、別個の校舎を必要とするに至り、丹波市町守目堂鐘子山に敷地を定め、直ちに起工し完成するに及びて四十三年八月同所に移轉し、これより教師を増聘し毎期（一期を六ヶ月として卒業するもの）三百二十名宛收容して居つた。其後教祖三十年祭が済んで四十年祭迄にはと云ふ、大きな意氣込み以來入學者は期の改まる毎に増加する一方で、瞬く間に六千、七千といふ狀況を呈し、又々校舎の狹隘を來し毎期二棟乃至三棟の増築をなし來りしも尙足らず、終に隣接の養徳院を豊田山麓に移轉せしめ、其所に五間に三十間の校舎を三棟と八間に二十六間の本館を建築するに至つて漸く完成と云ふ域に到達したのである。然るに尙も收容し切れず、二

部教授を行つた有様である。

而して第四十四期までには五萬八千餘名の卒業生を教界に送り出してゐるが、現在第四十五期には實數一千六百餘人の在學別科生がゐるので之を併せれば六萬を突破するに至る。

内 容

本校は本教々義に基いて實際的な人物を養成するのを以てその教育方針として居る故に、學科にも重きを置くは勿論なるも、其の信念の涵養と實踐により一層重きを置いてゐることは謂を俟たないのである。學科としては倫理、宗教法令、祝詞作文、同講義等の學科の外、教典講話、禮典、御神樂歌等の講義等を授けて居る。教師としては春野主任を初め教頭に山澤爲次氏を頂き、信念厚く教義に造詣の深い人々が生徒の教養に當つてゐる。

昭和五年二月十一日に發會式を擧げた「よのもと」會では管絃部、語學部、舞樂部、講演部等を設けて目醒しい活動を續け、尙本教に關する史實調査をも行ひ其の實を擧げ、雜誌「よの

もと」を發行して研究發表をなし、會員の連絡を計つてゐる。

第二節 天理教々義講習所

所在地	朝鮮京城府古市町十五番地
敷地坪數	七八坪五合
創立	大正八年十月十日
所長	土佐敏一
職員數	講師七名、通譯一名、書記一名
卒業生數	内地人四三六名、朝鮮人八九名、計五二五名
在校生數	一四名

小沿革及其の主旨

元來は鮮人教化のため鮮人教師養成の目的を以て設立せられ、同時に内地人の入所をも許可

してゐたのであるが、昭和四年秋よりは、内地人の入所を廢し鮮人のみを收容することとなつた。然して最初天理教朝鮮布教管理所の管轄であつたが、大正十四年天理教々廳に教學部設置せらるゝと共に、その管轄下となつて、翌十五年夏には新校舍が落成するに至つた。修業年限教育要旨及び學科等は天理教校と同一である。

斯くして此の講習所修了者は朝鮮各地に於て本教々義を説き一般鮮人の教化に努力するのであるが、崇高にして深遠なる本教々理によつて一般人民に精神的に意義ある生命の糧を與へつゝ、理想實現に向つて躍進するのである。

第三節 天理外國語學校

所在地	奈良縣丹波市町大字杣之内
敷地坪數	四〇、五五八坪

創立	大正十四年四月十五日
文部省認可	昭和二年十二月
總裁(財団法人)	中山正善
校長	中山爲信
教頭	平野規知雄
職員	専任教授三七名、兼任講師一二名、本部員講師八名
卒業生数	九五名
在校生数	二四五名

沿革と施設

天理教青年會新會長の推戴記念として本校建設の計畫を立て早く其の實現を見んことを希つたのである。而して大正十四年四月より天理中學校舎の一部を利用して、授業を開始し、先づ初年度に於ては朝鮮語、支那北京語、廣東語、露西亞語、馬來語の五語部を開設教授し、各組二十五名宛を収容したのである。其の翌年になつて、丹波市町字柚之内に廣大なる土地を選

定して洋風鐵筋コンクリート四階九百五坪(延坪總數)と云ふ堂々たる大校舎を建築し、其の竣工するに及んで青年會より天理教々廳に献納し、教學部の所管となつたのである。而して、十五年度よりは更に西班牙語部を加へ、益々海外布教の先驅者として有望なる青年團士の養成所として一光彩を放つてゐる。現在までの卒業生は三百餘名であるが、何れも本教傳道の爲め海外に於て、盛んに活動してゐる現狀である。昭和二年十二月文部省の認可を得て財団法人となつた。

隣接して木造建の寄宿舎が設けられてあり、専門學府に學ぶ學生等に取つて相應しい設備があつて、室の取り具合も一寸趣を異にしてゐる。昭和五年十月には天理圖書館も隣り合つて完成されたので、鬼に金棒で、至極便利なわけであつて、學生は大いに利用せねばならないわけである。

開校と同時に別に校内に選科といふものを設けて、速成的に簡便に、語學のみを教授して居

る。概して教校の生徒が多い。

又各自の信仰練習向上を助成せんがために、宿舍に於ては自治的精神の修養に力め、毎朝登校前に神殿参拜をすることになつてゐる。又毎土曜日には別科生に代つて本部境内の夜警に當つてゐる。

又學生會なるものを組織して夏期休暇を利用して講演旅行其他の事業を行つてゐるが、將來の活動上種々なる経験を爲るので誠によい企てとして囑望されてゐる。

教育と内容

前述の各國語を教授すると共に、海外に於ける各地の現状調査を行つて、將來彼地に於ける活躍の根底を作るのであるが、其の國の言葉を學んだだけでは、本教本來の海外傳道の主旨に添はないことになる。そこで天理教校と同様に本教々義及教理の解釋等を行つて、充分本教の使命を全うすることの出来るやうにその教育方針を取つてゐるのである。故に本校卒業後は海外

第四節 天理女子學院

所	在	地	天理外國語學校内
創	立	地	大正十四年四月
改	稱	日	昭和二年十二月九日、天理外語より分離し、天理女子學院と改稱す
院	主	長	中山正善
職	任	員	中山爲信
			外語に同じ

に於て本教々師として深遠なる教理を布めるのである。而して既に幾多の卒業生を傳道師として彼地に送り出し、目覺ましい活動を續けてゐる者もあるが、彼地にては人情、風俗、習慣、氣候等は凡て母國のそれとは異つてゐる。そこで海外事情調査會なるものを設けて、それに關する各種の書物或は参考品の蒐集を行ひ、機に應じて展覽會を催してゐる。

卒業生数 一四名
在校生数 一〇名

沿革と教育及内容

天理外國語學校が創立された當時は男女共學として何等區別は立つてゐなかつたが、昭和二年十二月九日、専門學校令によつて認可を得ると同時に、従前の天理外國語學校と別に天理女子學院を併設し、女子のみを收容する事となつた。

而して天理教婦人會によつて後援せらるゝ事になつたのであるが、學科の點から云つても、職員數から云つても外語と何等變る所なく全然同一である。唯相異なる所は國語科の存置と、武道として弓術の課せられてゐることである。殊に弓術部は武徳會教士の錚々たる方を専任に招聘して精神上的の鍛練に大いに力癪を入れて以來、現在では其の技術に於ても進歩の著しいものを見受け有段者をも出してゐる有様である。

教授の仕方も外語と何等變る所なく、教員と同様に本教々義の講義を本部員諸先生方よりさづかり、將來充分に本教々師として立つ資格を得ると同時に一家の主婦として立派に世間を渡つて行く丈の充分なる徳を積むことが出来るのである。女子としては仲々困難なることではあるが、殊に語學の方面を應用しては大いに本教のため又自分のために海外に於て活動する可能性を有するわけである。海外に乗り出す位は誰にでも出来るのであるが、語學といふ唯一の武器を與へられることに依つて、他の者よりも早く飛び出しよいのであつて、それだけ有利な特別な機會を作り出す可能性を多分に授けられるのである。既に滿洲及支那に進んで活動してゐる者もある。

而して本教々義に立脚して人類最高の婦徳を授くる唯一の女子高等専門教育機關である。

第五節 天理中學校

所在地	奈良縣丹波市町三島
創地	八、三四六坪
創立	明治四十一年一月十五日文部省認可 同四十三年一月十二日文部省認定
校長	諸井慶五郎
職員	教頭一名、教諭三二名、教官一名、囑託四名、書記三名、助手四名
卒業生數	一、三五〇名
在校生數	七六八名

小沿革及内容

校舎は以前の教校を襲用したのであつて、それに講堂、普通教室、特別教室、道場等數棟を増築し、明治四十一年文部大臣の認可を得ると同時に開校し、元の天理教校第三學年以下に對して編入試験を行ひ、第四學年以下に編入せしめ、新たに第一學年生徒百名を收容したのである。本校は中學校令に従ひて高等普通の教育を施す目的として教授器具、器械、標本類の完備

し居ることはいふまでもなく、殊に物理化學實驗室等を設けてその設備は完全してゐる。次いで明治四十二年一月文部大臣より徴兵令第十五條の認定を受けた。開設當時は生徒定員三百名であつたが、現在では一千名二十學級となつてゐる。明治四十三年第一回卒業生を出してより本年に至るまで其の卒業生の數は多からざれども、一切の設備は完全し、教育上の特長として本教々理に基いて精神的に美德を養ひ、精神的に立派な教養を受くる點に於て、他校と趣を異にしてゐる。又實踐と自治とに重きを置き、毎朝職員生徒一同は神殿に參拜して、神に對する敬虔の念を養はしめて居る。大正十年に工を起して豊田山の麓には瀟洒な寄宿舎を設けられてあり、運動場も附設され、高燥な地に位して、清楚清閑をほし、まゝにして居る上、外觀内容共に充實して居るものであつて本邦の典型となるべきものである。

大正九年以來、學校の設備を改善し、教育の方針を刷新し、就中上級學校に入學を志望する者の年々増加するに鑑み、一方に於ては其れに應ずる施設を試み、他方に於ては實際教育を施

してその成績頗る顯著なるものあり、爾來高等専門學校に入學する者多きを數ふるに至つた。御大典の記念事業として會員たる職員及生徒一同により早くから計畫されて居つた養徳會館は運動場の東南一角に建立された。それは屋外教場とも云はるべき本校の運動場は裏門外に在る關係上、生徒も職員も兎角運動場から遠さかり勝ちであるを遺憾とし、門外に足を止める可き建物を要望して居つた結果、漸く案成つて、昭和四年二月十五日、會員一同参加して地鎮祭を舉行し爾來着々として工事進行し同年五月二十五日その完成を見たのである。昭和五年四月二十五日には本校史上に特筆すべき、創立三十周年記念式が舉行され、三日間に亘つて各種の催し物があつた。尙此の際、「天理中學校三十年史」が二十五日に發刊されたのである。

第六節 天理高等女學校

所在地	奈良縣山邊郡丹波市町大字布留
敷地坪數	二、三一三坪五合
創立	大正十一年七月八日
校長	深谷徳郎
職員	教頭一名、教諭二一名、囑託三名、書記一名、助手三名
卒業生總數	五〇一名
在校生數	三六九名

小沿革と施設

本校は天理教婦人會の翼賛により、大正八年丹波市町字布留の敷地に工事を起し同九年四月開校、第一學年生徒百名を募集した。工事は三期に分けて完成せられたるもので、その建築物としては三十間に五間半の二階建を筆頭に、普通教室二棟、特別教室二棟、音楽室、家事室、講堂各々一棟、寄宿舎本館二階建一棟、同平屋三棟、炊事場一棟にしてこの完成を見るまでに

は六十萬圓を要したる所より察するも其の如何に設備の完全してゐるか、窺はれると思ふ。大正十一年文部大臣の認可を得て天理高等女學校と改稱し現在では定員八十名、十三學級を存してゐる。

流れは清き布留川の邊り、高燥なる地にあり、お地場唯一の地の利を占めてゐる。

教育の方針と現状

昭和三年度までの卒業生總數は四百名餘りで、現在々校生數は、三六九名である。本校はその特色として本教々義に立脚して堅い信念ある良妻賢母を養成するのが主旨である。殊に寄宿舎にては自治的精神を養ひ、窮行實踐の氣風を作り一家の主婦としての基礎を固め、又空地を利用しては家庭園藝の趣味をも養はしむるなど、其の完成した學び舎には、修業の道場と、和樂の樂が同時に出現してゐる。

尙校内には給品部を設けて、必要品を安價に供給し寄宿生などは門外に出る必要なくして萬

事整ふやうにしてある。

本校は五年間一週に三十時間づつ、授業することになつてゐるが、此の他教校の分身とも云はるべき豫習科を設け、一週に二時間位の程度で本教々義、神樂勤、ひのきしん等を課して純然たる宗教々育をも施してゐる。此の豫習科を修了後は本教布教師の資格があり、授訓も拜受することが出来るのであつて、此の豫習科は昨年度迄は教信徒の女子のみを収容して居つたのであるが、昭和四年度からは信者であると否とを問はず全部を豫習科生として宗教々育を施す方針となつた。

授業學科は一般の高等女學校と變りはないが四、五年生には國語の時間を一時間宛漢文に割いてゐることである。これは、思想的に好結果を得ると共に、熟語も多少知つて置く必要があると云ふ見地から課せられてゐるのである。又武道の精神からして、薙方、太刀、小刀を教授して居るが、これも四、五年が體操の時間を一時間さいてのことである。

本校生徒は、自宅より通學してゐる者の他は全部寄宿舎に入舎せしめてゐるが、温かい神の膝下で、喜々として學舎にいそしんで居る生徒はその幸福に對しては、神様に御禮を申上げねばならない。
宿舎には園藝の趣味によつて温室の設備はあり、總てが行き届いて居つてこんな立派な寄宿舎は何處を訪ねても見當らないであらう。

第七節 天理中等學校

所在地	天理中學校内
創立	昭和三年三月十九日
校長	中臺赤太郎
職員數	教諭一七名、書記一名
在校生徒	二二五名（五學年迄滿）

小 沿 革

地方青年訓練の聲高まるに及び、私立天理青年訓練所設置せらるゝや、漸次之れが向上を圖り、中等夜間部を設け教員に於て夜間教育を開始したりしが、後天理中學校内に移轉し、益々内容を充實し、一般中等教育程度の學科を授け、遂に昭和三年三月奈良縣知事の認可を得て天理中等學校と改稱したものである。五年制として現在では在校生二百餘名の多きに達して居る。未だ卒業生を出すには至らないが現在では五學年生まで滿級してゐる。

内 容 と 現 在

校内には修養部、文藝部、講演部、體育部等が設けられてあつて、生徒各自は、夫々個性を遺憾なく發揮せしむることが出来る。而して修養部にあつては、本部の諸先生方が交々、純眞な信仰に關する御話しをして下さいます。茲に健かな青年學徒は信仰の糧を得て行く事が出来るのである。文藝部にあつては、宗教、哲學、文學、園藝、農事に至るまで、各々其の専門

とする名士を招いて、有益なる講演をして下さることになつてゐる。

本校生徒は主として、詰所事務員又は青年、印刷所の見習生、電工夫、本教諸學校の給仕等であるが、炎熱焼くが如き夏の日にも路上に雄々しく膏汗を絞り流してゐる若人、或は、北風寒く身も凍る嚴寒の候にも、元氣潑刺として勇往邁進、腕を揮つて辟易することなき健男兒のみである。畫猶斯の如き状態にありながら、夜は學舎に集つて、或は英語に、漢文に、數學に専心努力してゐるのである。

畫間色々の仕事に従事して居る子弟等は、夜間學びの道にいそしむとて、皆がみな眞面目に勉強して、その眞剣なる様が、あり／＼と面に見え、末たのもししい感じがする。

第八節 奈良盲學校

所在地 奈良市高畑町字菩提一番地

敷地坪數	一三〇坪
創立	大正九年四月二十二日
經營者變更	大正十四年四月二十日
校長	小林宇三郎
職員數	六名
卒業生徒數	一九名
在校生徒數	三九名

小沿革及現狀

本校は元山田安民氏によつて經營されてゐたが、同氏の經營を辭するに及びて、之を天理教社會事業の一つとする事にし、本教にて經營することとなつた。従つて舊天理教奈良教務支廳の建物を其の校舎に充當し、爾來奈良縣唯一の盲人教育機關として縣立に代用してゐる。

本校は初等科及中等科とに分れ、鍼灸等の職業知識をも教授してゐる。先天的に又後天的

に不幸に陥りたる人々は、早く来つて本校に學ぶがよい。本教に立脚して、有難い教理を聞き慈悲深い諸先生方の教を受けて、日々陽気に、春日の野に鹿の音を耳にしながら楽しく學ぶことが出来るのである。社會救済事業として經營して居るのであるから、生徒が多ければ多い程喜ばしい現象であると云はねばならぬ。現今に於ては、誠に好成績を上げて居る次第で、不思議な神様の御助けを頂いて明るい世界に一步を踏み出す者も多数にある。

如くして本教の社會救済の實をあげ得ることは非常に嬉しいことである。が然し、本年四月昭和六年度からは、奈良縣に移管經營されることに決定してゐる。

第九節 天理小學校

所在地 奈良縣山邊郡丹波市町三島
敷地坪數 一、九四三坪
創立 大正十四年三月七日認可

大正十四年四月七日開校
昭和三年十二月二十日認可改稱
校長 田川 虎 雄
職員數 教員七名 書記一名
卒業生數 尋常科九一名 高等科三四名(昭和四年度迄)
在校生數 二〇三名(昭和六年一月十日現在)

小沿革及教育内容の特色

本教々勢の發展するに伴ふて、天理教養徳院に收容せられる兒童の數も益々増加して、自然の趨勢として、獨立した天理小學校なるものゝ必要が感ぜられた。そこで先づ大正十三年四月、養徳院内に假校舍を建築して、開校の運びとなつた。爾來、養徳院見のみを收容して、其の教育に専念して來たのであるが、昭和三年十二月、縣知事より、校名を天理小學校と改稱し其の他學則の一部を變更する事を許されたのである。これより院見のみの收容では、實際社會

上、初等教育の實を擧げ得ざることに鑑みて、山澤前校長時代より、多年の懸案であつた。小學校の校舍新築も、北大教會詰所地域を卜して、昭和三年四月より起工し、同年十月竣工して、二階建校舎を建て、一般からも児童を募集する事として、面目を一新し新たなる小學校が開かれたのであつた。

本校は尋常の教科を授ける外に補習科として二ケ年間、尋常科の卒業生に對して補習教育を施してゐる。教育方針も以前とはすつと其の趣きを異にし、大體高等小學校の課程を修了せしむるにして居るのである。斯くして、本教々學部の一施設として、教學の進路を辿り、初等教育の開發に努めてゐるのである。

然して此の三島なる靈地に學び勇んでゐる児童は、自然、精神的に宗教感化を受けて、宗教的に洗練され、魂の淨化されて行くことは勿論である。而も其の教育の特色は、

一、神殿參拜

二、御神樂歌勤め

三、ひのきしん

であつて、朝は打揃つて神殿に參拜し、學校に行くのである。斯くして児童等は日に「敬神の念を深めて精神的に救はれて行くのである。御神樂勤めは四、五年生に教へることになつてゐるが、決してむづかしい事ではないと思ふ。結構な事である。ひのきしんとしては本部境内の埃、紙屑拾ひ等を課してゐるのであつて、他の學校には見られぬ宗教々育の特色である。

第十節 天理幼稚園

所在地 奈良縣山邊郡丹波市町大字布留字堂ノ垣四三
敷地坪數 六一二坪
創立 大正十四年二月二十四日認可 同年四月十日開園

園長	中山玉惠
主任	深谷徳郎
職員	理事五名、保母五名、書記一名、園醫一名
修了園児	一般児一八一名、別科生児三三三名
在園児	一般六四名、別科生児二六名、計九〇名(昭和六年一月十五日現在)

小沿革と施設

大正十四年二月創立の當時は地方幼童保育の目的を以つて設立せられ、天理高等女學校内に在つたのである。然るに昭和三年四月には、すぐ隣接した敷地に立派な幼稚園が建築されたのである。何から何までも設備が行届いて居つて、幼童達の十分満足のゆくやうにしてある。女學校の姉さん方の直ぐ側に在つて、何時も可愛がつて頂ける上に、眠つてゐる時も、遊んでゐる時にも、勉強してゐる時にも何時でも御守りして下さる神様のお膝下、やさしい保母先生方の御教を受けてゐる園児はほんとに幸福であると云はねばならない。満四歳から募集して居

るのであつて、それから學校へ上る迄通ふのであるが、一般からも兒童を募集して皆様のための計つてゐる。

又毎期々々教員に入學される別科生のお子達も入園することが出来て、六ヶ月間は一般兒童と同じやうに十分に世話をみて頂くことが出来るので、此の點に於て、教員生は非常に都合がよいのであつて、満四歳以上の子供であつたら、共に御地場に歸つて、御厄介になることが出来るやうになつてゐる。

第十一節 天理圖書館

所在地	奈良縣山邊郡丹波市町大字柚之内
創立	大正十四年二月十七日
新築落成	昭和五年十月十八日
主任	深谷徳郎
	他に職員六名

小 沿 革

従来天理圖書館に於ては巡回閱覽等の企てを以て漸次一般の閱覽公開の準備をなして来たのが、昭和二年十二月十日より一般に解放して廣く閱覽の便に備へた。それ以來信者の人達も地場に歸つて来た時など自由に圖書館に出入する事が出来、本教々化上には非常な便益を及ぼして居り、従つて大祭には大分賑ひを呈して来た。かくて天理圖書館は其の設立の意義と價値とを逐次發揚すると共に、量に於ても亦質に於ても益々深く大きくなつて行つたのである。更に今回御大典記念事業として外語の東隣に經費四十萬圓を役じての堂々たる天理圖書館を建設せんとして、昭和四年六月十八日地鎮祭を執行して以來、着々と工事は進み一年有餘ヶ月を費して、昭和五年十月十八日には其の新築落成奉告祭を舉行するに至つたのである。此の時、日本に於ける公開圖書館の開祖石 上宅嗣卿 顯彰碑除幕式も行はれたのであるが、之は日本圖書館協會の決議に依つて、我圖書館前に其の建碑地を下したのであつて意義深いものがある。

近 況

尙當日は全國知名の士を招き盛大なる祝賀會を催すると同時に、本教史料展をも催した。而して同月二十八日より公開圖書館としての第一歩として一般閱覽を開始したのである。

新築落成の曉より其の活躍には目覚ましいものがあるが、本館の講堂を利用して、事業部では、日曜講座を開き、或は學者を招聘して、學術講演をなし、或は研究發表、映畫等有益なる催しを試みて来た。斯くして内容外觀共に備つて、更に將來に向つて活躍せんとする。而してその第一歩として昭和五年十月十八日より「天理時報」を毎木曜日に發行して館内の様子、おちばの動き等の速報に備へ、全國の圖書館、學校等に配布してゐる有様である。

天理圖書館藏書調

藏書冊數總計 五二、四二九冊(昭和五年十二月十日現在調)

分類別 和漢書 譯 洋書 兒童文庫 計

總記類	一〇、三七九	一、三四八	五六五	一二、二九二
哲學類	五、六四九	三四三	二〇〇	六、〇一二
宗教類	四、五七四	一、一一五	二二五	五、七二四
社會類	四、六三三	三九六	五	五、〇二四
語學類	一、二六八	三七九	四	一、六五一
科學類	一、〇二〇	一九〇	一四七	一、三五七
技術類	五九〇	一五八	一三	七六一
美術類	一、〇五九	九二	一一	一、一六二
文學類	六、四六八	三、五二四	五八五	一〇、五七七
歷史地理類	六、九一三	六九〇	二七六	七、八七九
計	四二、五四三	八、二三五	一、六五一	五二、四二九

備考 昭和五年四月一日現在に比し、内譯内容に於て一部分減少せる分は分類改訂（叢書の端本として各類に分散せる圖書を取纏め總記類に編入）の結果なり。

第十二節 天理養德院

所在地	奈良縣丹波市町大字豊田二九六
敷地坪數	一、八八三坪
創立	明治四十三年四月一日
院長	中山玉惠
主任	田川虎雄
職員數	書記一名、保母十三名、教師一名
退院數	一六七名
在院兒數	一八一一名

小沿革

明治四十二年に本教獨立を許されて後、社會事業の一として、世の薄命と不幸とに苛まれてゐる哀れな孤兒を養育するために設立することに決定し、三島の南方鐘子山に地を卜して同年

九月起工、翌年二月竣工を見、天理教養徳院と名付けたのである。而して章程を作成し四月一日には華々しき開院式を挙行した。

本章規によれば、少年少女部幼児部を設けることとなつてゐたのであるが、先づ差し當り少年部から實施することになつたのである。南は九州から北は北海道の各地より來つた者さへあつた。兒童は全部丹波市尋常小學校及山邊高等小學校に通學せしめて居つたが、何れも成績は中等以上であり、抜群の成績を收めて縣より表彰された者もあつた。

神の慈愛と熱誠溢る、許りの吉田藤三郎夫妻が其の養育主任に當つて、日夜身命を賭して育成に盡され、時に嚴父の如く、時に慈母の如く、恰も其一家庭の團樂の如き有様であつた。ために兒童性情の發達は頗る穩健にして、正直、忍耐、勤勉等凡ての點に於て著しい好結果を齎したのである。

教祖四十年祭の聲起ると共に教校生徒の膨脹を來した結果當院は移轉の必要を生じ、現所在

地に院舎を増築移轉し、益々擴張せらるゝと共に、改善せられたのである。

大正十二年秋、東宮殿下御慶事記念事業として、新に女子部を併設することに決定し、更にそれに要する増築を行ひ、全國に亘つて其の主旨を宣傳すると共に収容兒の募集をなしたる所北は樺太、南は臺灣、朝鮮より來る者あるに至つて、其後更に管長就職記念事業として幼児部の設置を企つるに及びて、當初の計畫はこゝに初めて實現せらるゝ事となつた。

其際新に養徳院々則を作成し、天理教養徳院を天理養徳院と改稱した。斯くして漸く院兒増加するに伴ひ、院内に獨立の小學校設置の必要おこり、大正十三年九月校舎の建築に着手し、翌年二月に至り竣工し四月七日公認の天理小學校を併設することが出來た。

本院は初め天理教の特別會計を以て維持せられて來たのであるが、明治四十四年一月より天理教婦人會の事業として經營せらるゝ様になつた。然るに婦人會に於ては新らしく天理高等女學校を設立することになり、本院は再び教廳によつて經營されることになり其後昨年に至り

又婦人會によりて經營されるに至つた。

斯くて堅固なる基礎のもとに、行き届いた設備を有し、常に宗教的感化をなし、専ら國家社會のために孤兒の感化訓育を施してゐるが、本教の發展に伴れて、いよく模範的なる社會救濟事業の一として全國的に社會の耳目を集注せしむるに至つた。

昭和五年四月には院則の改正を見た。

第十三節 天理託兒所

所在地	奈良縣山邊郡丹波市町三島
敷地坪數	二〇六坪
創立	大正十四年三月二日
所長	中山玉惠
主任	田川虎雄

役員及委員數 役員三名、委員八名
 退所兒童數 三千餘人

小 沿 革

天理託兒所は大正十四年三月初めて天理高等女學校の敷地の一部に開設せられたのであります。當時教祖四十年祭を前に控へ、多數の教校別科生が御地場に參集せられました。今日でも同じやうには婦人で子供までも連れて入學されるといふ風でしたので容易ならざる御熱心の姿を眺められては何とかして子供に氣懸りなく、安心して通學してもらひ度いといふ話が寄々婦人會で出て參りました。託兒所を設けてその子供衆の御世話をさせてもらはう、これも婦人のつとめだといふ美しい心の現はれが動機となつて設けられるやうになつたのであります。そこで同年二月四日議を纏められ、六日御認可を頂き同十七日縣知事に申請を了したのであります。開設以來今日迄に凡そ三千人も多數の乳幼兒をお預りしたのであります。其の中には

先刻申し上げました別科生のお子供の外に、或は、別席を運ばれる授訓者の子供や其の他の希望者も臨時お預り申して居ります。開設當時は天理高等女学校の敷地の一部にトタンのバラツクを急造し、極く御粗末な建物であつたのでありますが、保育上不備、不足の點をも超越して、係員の方の慈母の如き精神と誠實なる女子の心意によつて、新しい營みは、子供の聲に和して、誠に見るから楽しい子供の世界を出現したのであります。斯うして四十年祭も歡喜の裡に終へて、大正十五年四月託兒所建築の議が熟したのであります。そして現在の場所に敷地も決まり普請係や準備係などの委員の役も決まると、設計から工事監督に至るまで、色々研究され、努力下さつたのであります。完全に本教婦人の力を發揮し人々をして嘖然たらしめられたものです。暑い夏の日も、風寒い冬の日にもあれやこれやと御活動下さいました姿は今も眼底に見えます。さうして昭和二年三月より新托兒所に移轉、四月婦人會を期し、同じく御關係下さつた天理幼稚園と共に一般へ御披露の運びとなつたのであります。

現在、役員三名は毎日交互に、支部よりの委員九名の方々は半月宛交代に御出勤下され、保姆達と共々直接子供達に接近し、何くれとなく御面倒を見て下さつて居られます。可愛らしい赤ちゃんも斯うした中に哺くまれるのです。そして教校六ヶ月の間は母親の教校へ登校中お願ひして授業後は母さんの肩におはれて歸つて行くのであります。

第十四節 天理教道友社

創立 明治二十四年十二月二十八日
 所在地 編輯部 奈良縣丹波市町三島
 出版部 奈良縣丹波市町三島
 社長 喜多秀太郎
 主任 堀越儀郎(編輯部) 篠森富次(出版部)
 發端と經路

印刷術の進歩と共に如何なる宗教も文書傳道によりても布教の實をあげんとして、從來それに重きを置く様になつて來たのであるが、我天理教に於ても既に三十有餘年前、本教が漸く神道本局の一派として布教を公認せらるゝに至つた當時、前管長の發意によつて神のお許しを得、その機關雜誌を發行するに當つて此の道友社なるものを設立し、その發行所を定めたのである。爾來よくその使命を全うして茲に四十年の星霜を經過するに及びて今や隆々たる勢ひを以て其の發行部數は日に／＼増加すると共に、其の内容も研究に研究を重ねて尙一層充實したものとなつて來てゐる。

從來月一回發行して居つたのであるが教勢の發展と共に大正十一年には非常な犠牲を拂ひ、萬難を排して月二回發行することにしたのである。

而して大正十五年には四百號記念號を發行する運びとなつて其の發行部數優に一萬を超え、年を経ると共に夥しく増加して、あらゆる宗教の發源地とも云はれる關西(西日本)に於て他

の何れの追従をも許さないものとなつてゐる。愈々其の使命のために努力を傾注し、卓越せる地盤と効果とを收めてゐるのであるが、本教々勢の優越と活氣とを實證してゐるものであると同時に「みちのとも」そのもの、實質が確かに同種機關雜誌中群を抜いてゐることの反映であると見なければならぬのである。昭和五年十二月二十八日を以つて本誌發行第四十年を迎へたのであるが、續刊四十年といふ雜誌は他に多くはあるまいと思ふ。

今後益々其の内容の充實を計つて、延いては本教傳道の實を發揮せんとして編輯諸子は倍舊の努力を盡してゐる。

發行方法と其の内容

發行方法、毎月五日及二十日の二回

毎月二回發行してゐるが、安價なる實費にて頒布してゐる。此の「みちのとも」のみではなしに、本社より發行する凡ての雜誌及書籍は實費で分るやうにしてゐる。或は深奥なる教義の

研究ものだとか、或は高邁なる神言の解釋ものだとか、其他あらゆる天理教に關する百有餘種の書籍を發行してゐる。「御神樂歌」の如きはその下附數實に一ヶ年四萬餘冊に及んでゐる有様である。尙昭和五年一月には、常用日記とも云ふべき「おみちの日記」の初出版を試み、大に人氣を得て、爾來毎年刊行することになつてゐる。

而して又「みちのとも」の月極讀者には出版部に於て之を發送し、從來出版部は、本社發行以外の書籍の委託販賣も行つて居つたが、昭和四年の夏よりはその委託販賣を廢して、本社出版のものゝみを扱ふことゝなつた。尙昭和五年十月二十日より本社發行の各種書籍の全般に亘つて大價下げを斷行した。又天理時報社發行の「天理時報」の取扱ひをも開始した。

第十五節 天理教教廳印刷所

所在地 奈良縣山邊郡丹波市町大字川原城三〇九番地
創立 大正十四年五月十五日

敷地坪數 四三坪六合
所長 土佐敏一
掛 東井三代次 他に事務員五名

創立に至る迄の経歴と現在

本教々勢の發展に伴つて文書傳道の聲高まり印刷出版の機關として夙に、印刷所の必要を認められたるも、其機熟せず、設置を見るに到らなかつたが、然るに日を追ふて出版物の増加するに至り、尙教祖四十年祭を期して獨立せる本教々廳直營の印刷所なるものゝ設置必要となり、大正十四年五月起工し、同年十二月十日竣工したのであつて、鐵筋コンクリート三階建の近代式洋風建築は三島大通に一つの偉觀を添へてゐる。

次に其の工事概要を示せば

建物坪數 本館及工場 三五五、五坪 附屬家 二七、七五坪
建物の高さ 本館地盤より屋上手摺迄四十三尺
建物の種類 本館 鐵筋コンクリート造三階建